

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者又は管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ておかなければならない。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第十八条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、市町村、入所者の家族等に連絡をしなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、介護老人保健施設の事故発生の防止及び事故発生時の対応に関し必要な事項は、規則で定める。

(記録の整備)

第十九条 介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、介護老人保健施設の記録の整備に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章 ユニット型介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

(基本方針)

第二十条 ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設であつて、その全部においてユニット(少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための施設をいう。))により一体的に構成される施設をいう。以下同じ。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、当該入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置き入居後の生活に配慮するとともに、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業を行う者、居宅サービス事業を行う者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(施設)

第二十一条 法第九十七条第二項の条例で定める施設(ユニット型介護老人保健施設に係るものに限る。)は、次のとおりとする。

一 ユニット

二 浴室

三 調理室

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める施設

2 前項各号に掲げる施設に関し必要な事項は、規則で定める。

3 第一項第一号及び第二号に掲げる施設は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合には、この限りでない。

(構造設備の基準)

第二十二条 ユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット型介護老人保健施設の建物(入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物とすること。ただし、規則で定める要件に適合する二階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

二 前号に定めるもののほか、規則で定めるユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準に適合すること。

2 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されているものであると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(利用料等の受領)

第二十三条 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、当該介護保健施設サービスに係る施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設の利用料等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(介護保健施設サービスの提供の方針)

第二十四条 入居者に対する介護保健施設サービスの提供は、当該入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、当該入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、当該入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 入居者に対する介護保健施設サービスの提供は、各ユニットにおいて当該入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるように配慮して行われなければならない。

- 3 入居者に対する介護保健施設サービスの提供は、当該入居者の私生活を尊重して行われなければならない。
- 4 入居者に対する介護保健施設サービスの提供は、当該入居者の自立した生活を支援することを基本として、当該入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、当該入居者の心身の状況及び希望を常に把握しながら適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 6 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 7 ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、介護保健施設サービスの提供の方針に関し必要な事項は、規則で定める。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二十五条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援するように、当該入居者の病状、心身の状況及び希望に応じ、適切な技術をもつて行われなければならない。

- 2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の日常生活における家事を、当該入居者の病状、心身の状況及び希望に応じ、当該入居者がそれぞれの役割を持って行うように適切に支援しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設の看護及び医学的管理の下における介護に関し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第二十六条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 施設の利用に当たつての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 前各号に掲げるもののほか、施設の運営についての重要事項

(定員の遵守)

第二十七条 ユニット型介護老人保健施設は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(運用)

第二十八条 第三条、第六条から第八条まで、第十二条、第十三条及び第十六条から第十九条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について運用する。この場合において、第六条第一項中「第十四条各号」とあるのは、「第二十六条各号」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(規則への委任)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 一般病床(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。)、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)若しくは療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和二十八年法律第百三十三号)第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第五条第一項第一号の規定は、適用しない。
- 3 平成十七年十月一日以前に法第九十四条第二項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第百六号)による改正前の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設であるもの(以下「一部ユニット

型介護老人保健施設」という。)については、この条例の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第十二項までの規定によることができる。

- 4 一部ユニット型介護老人保健施設の基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。)にあつては第二十条に、それ以外の部分にあつては第二条に定めるところによる。
- 5 一部ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備は、ユニット部分にあつては第二十一条及び第二十二条に、それ以外の部分にあつては第四条及び第五条に定めるところによる。ただし、浴室、調理室その他規則で定める施設については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合には、それぞれ一の施設をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通する施設とすることができる。
- 6 一部ユニット型介護老人保健施設の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第二十三条に、それ以外の部分にあつては第九条に定めるところによる。
- 7 一部ユニット型介護老人保健施設の介護保健施設サービスの提供の方針は、ユニット部分にあつては第二十四条に、それ以外の部分にあつては第十条に定めるところによる。
- 8 一部ユニット型介護老人保健施設の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては第二十五条に、それ以外の部分にあつては第十一条に定めるところによる。
- 9 一部ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- 一 施設の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員
 - 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員
 - 五 ユニット部分の入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - 六 ユニット部分以外の部分の入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - 七 施設の利用に当たつての留意事項
 - 八 非常災害対策
 - 九 前各号に掲げるもののほか、施設の運営についての重要事項
- 10 一部ユニット型介護老人保健施設の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第二十七条に、それ以外の部分にあつては第十五条に定めるところによる。
- 11 第三条、第六条から第八条まで、第十二条、第十三条及び第十六条から第十九条までの規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第六条第一項中「第十四条各号」とあるのは、「附則第九項各号」と読み替えるものとする。
- 12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、一部ユニット型介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

秋田県条例第六十一号

秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第二章 総則(第二条)

第三章 人員、設備及び運営に関する基準(第二条―第十八条)

第三章 ユニット型指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(第十九条―第二十五条)

第四章 雑則(第二十六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第五百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第一百条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第二章 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第二条 指定介護療養型医療施設(第十九条第一項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設を除く。以下この章において同じ。)は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、当該要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院する要介護者（以下「入院患者」という。）の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立つて法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービス（以下単に「指定介護療養施設サービス」という。）の提供に努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業を行う者、居宅サービス事業を行う者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（従業者）

第三条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和二十三年法律第百二十五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次に掲げる従業者ごとに、規則で定める。

- 一 医師
- 二 薬剤師
- 三 栄養士
- 四 看護師又は准看護師
- 五 介護職員
- 六 理学療法士
- 七 作業療法士
- 八 介護支援専門員

2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次に掲げる従業者ごとに、規則で定める。

- 一 医師
- 二 看護師又は准看護師
- 三 介護職員
- 四 介護支援専門員

3 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次に掲げる従業者ごとに、規則で定める。

- 一 医師
- 二 薬剤師
- 三 栄養士
- 四 看護師又は准看護師
- 五 介護職員
- 六 作業療法士
- 七 精神保健福祉士その他の入院患者の精神保健福祉に係る相談援助を主に担当する従業者
- 八 介護支援専門員

4 前三項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

（設備）

第四条 指定介護療養型医療施設には、規則で定めるところにより、病室、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の設備に関し必要な事項は、規則で定める。

（内容及び手続の説明及び同意）

第五条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、患者又はその家族に対し、第十二条各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護療養施設サービスの提供の開始について患者の同意を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定介護療養施設サービスの内容及び手続の説明及び同意に関し必要な事項は、規則で定める。

（指定介護療養施設サービスの提供の拒否の禁止）

第六条 指定介護療養型医療施設は、正当な理由がなく、指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。

（入院患者等）

第七条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者に対し、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超えている場合には、当該入院の申込みを行っている患者の長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるように努めなければならない。

（利用料等の受領）

第八条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第二項に規定する施設介護

サービス費をいう。以下同じ。)が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護療養施設サービス費をいう。以下同じ。)に該当する指定介護療養施設サービスを提供した際には、入院患者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該指定介護療養施設サービスに係る施設サービス費用基準額(同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護療養施設サービスに要した費用の額)をいう。以下同じ。)から当該指定介護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の利用料等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定介護療養施設サービスの提供の方針)

第九條 指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、当該入院患者の心身の状況及び希望を踏まえた指定介護療養施設サービスを適切に提供しなければならない。

2 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行われなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

4 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、指定介護療養施設サービスの提供の方針に関し必要な事項は、規則で定める。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第十條 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の看護及び医学的管理の下における介護に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理者の専従)

第十一條 指定介護療養型医療施設の管理者は、医療法第十二条第二項の知事の許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院又は診療所を管理する者であってはならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、同時に他の介護保険施設又は養護老人ホーム(老人福祉法(昭和二十八年法律第百三十三号)第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。)その他の社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にある場合その他の当該指定介護療養型医療施設の管理上支障がない場合には、この限りでない。

(管理者の責務)

第十二條 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の管理者の責務に関し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第十三條 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入院患者の定員
- 四 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 前各号に掲げるもののほか、施設の運営についての重要事項

(定員の遵守)

第十四條 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害 虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(非常災害対策)

第十五條 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び当該関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(秘密保持等)

第十六條 指定介護療養型医療施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の従業者又は管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し入院患者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該入院患者の同意を得ておかなければならない。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第十七条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、市町村、入院患者の家族等に連絡をしなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の事故発生の防止及び事故発生時の対応に関し必要な事項は、規則で定める。

(記録の整備)

第十八条 指定介護療養型医療施設は、従業者、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の記録の整備に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章 ユニット型指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第十九条 ユニット型指定介護療養型医療施設(指定介護療養型医療施設であつて、その全部においてユニット(少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室(当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための設備をいう。)により一体的に構成される設備をいう。以下同じ。))ごとに入院患者の日常生活が営まれ、当該入院患者に対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、当該入院患者の居宅における生活への復帰を念頭に置き入院後の生活に配慮するとともに、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業を行う者、居宅サービス事業を行う者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(設備)

第二十条 ユニット型指定介護療養型医療施設には、規則で定めるところにより、ユニット、機能訓練室及び浴室を設けなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合には、この限りでない。

3 前二項に定めるもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設の設備に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定介護療養施設サービスの提供の方針)

第二十一条 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供は、当該入院患者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、当該入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、当該入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供は、各ユニットにおいて当該入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるように配慮して行われなければならない。

3 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供は、当該入院患者の私生活を尊重して行われなければならない。

4 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供は、当該入院患者の自立した生活を支援することを基本として、当該入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、当該入院患者の心身の状況及び希望を常に把握し適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、指定介護療養施設サービスの提供の方針に関し必要な事項は、規則で定める。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二十二条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことができるように、当該入院患者の病状、心身の状況及び希望に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の日常生活における家事を、当該入院患者の病状、心身の状況及び希望に応じ、当該入院患者がそれぞれの役割を持って行うように適切に支援しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設の看護及び医学的管理の下における介護に関し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第二十三条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入院患者の定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員
- 五 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 施設の利用に当たつての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 前各号に掲げるもののほか、施設の運営についての重要事項
(定員の遵守)

第二十四条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、ユニットごとの入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(運用)

第二十五条 第三条、第五条から第八条まで、第十一条、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について適用する。この場合において、第五条第一項中「第十三条各号」とあるのは、「第二十三条各号」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(規則への委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第六十二号

秋田県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

秋田県国民健康保険調整交付金条例(平成十七年秋田県条例第九十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「七分の六」を「九分の六」に改め、同条第二項中「七分の一」を「九分の三」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県国民健康保険調整交付金条例第四条第一項及び第二項の規定は、平成二十四年度分の普通調整交付金及び特別調整交付金からそれぞれ適用する。

秋田県条例第六十三号

秋田県指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例

(指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の十五第二項第一号(同法第二十一条の五の十六第四項において適用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定及び指定の更新の申請者については、この限りでない。

(指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準)

第二条 児童福祉法第二十四条の九第二項(同法第二十四条の十第四項において適用する場合を含む。)において適用する同法第二十一条の五の十五第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第六十四号

秋田県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則(第二条―第三条)
- 第二章 児童発達支援(第四条―第二十八条)
- 第三章 医療型児童発達支援(第二十九条―第三十五条)
- 第四章 放課後等デイサービス(第三十六条―第四十一条)
- 第五章 保育所等訪問支援(第四十二条―第四十七条)

第六章 多機能型事業所に関する特例(第四十八条―第五十条)

第七章 雑則(第五十一条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の十八第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 通所給付決定保護者 法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。
- 二 指定通所支援 法第二十一条の五の三第二項に規定する指定通所支援をいう。
- 三 指定障害児通所支援事業者等 法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。
- 四 児童発達支援センター 法第四十二条に規定する児童発達支援センターをいう。
- 五 通所利用者負担額 法第二十一条の五の三第二項第二号(法第二十一条の五の十三第二項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる額及び肢体不自由児通所医療(法第二十一条の五の二十八第二項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- 六 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項(法第二十一条の五の十三第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十八第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。
- 七 指定通所支援費用基準額 法第二十一条の五の三第二項第二号(法第二十一条の五の十三第二項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。
- 八 多機能型事業所 第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第二十九条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第三十六条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第四十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十六号)第四十二条に規定する指定生活介護の事業、同条例第八十四条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、同条例第九十一条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、同条例第九十九条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第百三条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条例第百十条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所(同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。)をいう。

(一般原則)

第三条 指定障害児通所支援事業者等は、通所支援計画(法第二十一条の五の五第二項に規定する通所給付決定に係る障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた障害児の支援に関する計画をいう。以下同じ。)を作成し、これに基づき障害児に対し指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的に評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対し適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立つた指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五条第一項に規定する障害福祉サービスを提供する者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者の設置その他の当該指定障害児通所支援事業者等の事業所の運営に必要な体制の整備を行うとともに、従業員の研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 児童発達支援

(基本方針)

第四条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるように、当該障害児の身体及び精神の状況並びに当該障害児の置かれている環境に応じ適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

(従業者)

第五条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 指導員又は保育士

一 児童発達支援管理責任者（秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第七十三号）第三十五条第一項の児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）

2 前項各号に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う指定児童発達支援事業所には、規則で定めるところにより、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所には、規則で定めるところにより、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 嘱託医

二 看護師

三 児童指導員又は保育士

四 機能訓練担当職員

五 児童発達支援管理責任者

4 前三項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

第六条 指定児童発達支援事業者は、規則で定めるところにより、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第五号の調理員を置かないことができる。

一 嘱託医

二 児童指導員

三 保育士

四 栄養士

五 調理員

六 児童発達支援管理責任者

2 前項に規定する従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う指定児童発達支援事業所には、規則で定めるところにより、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項に規定する従業者のほか、規則で定めるところにより、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 言語聴覚士

二 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う指定児童発達支援事業所にあつては、機能訓練担当職員

4 第一項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項に規定する従業者のほか、規則で定めるところにより、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 看護師

二 機能訓練担当職員

5 前各項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

（管理者の専従）

第七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合には、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

（従たる事業所の設置等）

第八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する指定児童発達支援事業所の従業者の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（設備及び備品）

第九条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）には、規則で定めるところにより、指導訓練室その他規則で定める設備及び備品を設けなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、この限りでない。

第十条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、規則で定めるところにより、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、医務室、相談室、調理室その他規則で定める設備及び備品を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、障害児の支援に支障がない場合には、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。

2 前項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては静養室を、主として聴覚障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては聴力検査室を設けなければならない。

3 第一項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(利用定員)

第十一条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、その利用定員を五人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第十二条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をし、当該利用申込者に対し、第二十条各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条第一項の規定に基づき書面の交付を行う場合(同条第二項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。)は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(指定児童発達支援の提供の拒否の禁止)

第十三条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(通所利用者負担額等の受領)

第十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際には、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際には、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業者の通所利用者負担額等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定児童発達支援の提供の方針)

第十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所支援計画に基づき、障害児の心身の状況に応じ当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、指定児童発達支援の提供の方針に関し必要な事項は、規則で定める。

(児童発達支援管理責任者の業務)

第十六条 児童発達支援管理責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 指定児童発達支援に係る通所支援計画に関する業務
- 二 一の従業者に対する技術指導及び助言に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める業務

(指導及び訓練)

第十七条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、当該障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって指導及び訓練を行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業者の指導及び訓練に関し必要な事項は、規則で定める。

(緊急時の対応)

第十八条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援を提供しているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第十九条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所の管理者の責務に関し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第二十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定める指定児童発達支援事業所にあつては、当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(定員の遵守)

第二十一条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(非常災害対策)

第二十二条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第二十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たつては、障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行つてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第二十四条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

第二十五条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長たる当該指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第二十六条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者又は管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等、障害者総合支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十七条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、県、市町村、当該障害児の家族等に連絡をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業者の事故発生時の対応に關し必要な事項は、規則で定める。

(記録の整備)

第二十八条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。

第三章 医療型児童発達支援

(基本方針)

第二十九条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるように、当該障害児の身体及び精神の状況並びに当該障害児の置かれている環境に応じ適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

(従業者)

第三十条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- 一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要とされる従業者

- 二 児童指導員
- 三 保育士
- 四 看護師
- 五 理学療法士又は作業療法士
- 六 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、言語訓練その他の日常生活を営むのに必要な訓練を行う指定医療型児童発達支援事業所には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

(設備)

第三十一条 指定医療型児童発達支援事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備
- 二 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める設備

2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、同項第一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

3 前二項に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援事業所の設備に関し必要な事項は、規則で定める。

(利用定員)

第三十二条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(通所利用者負担額等の受領)

第三十三条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際には、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際には、通所給付決定保護者から次に掲げる額の支払を受けるものとする。

- 一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- 二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 前二項に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援事業者の通所利用者負担額等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第三十四条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(運用)

第三十五条 第七条、第十二条、第十三条、第十五条から第十九条まで及び第二十一条から第二十八条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について運用する。この場合において、第十二条第一項中「第二十号各号」とあるのは「第三十四号各号」と、第十八条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。

第四章 放課後等デイサービス

(基本方針)

第三十六条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるように、当該障害児の身体及び精神の状況並びに当該障害児の置かれている環境に応じ適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

(従業者)

第三十七条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 指導員又は保育士

二 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う指定放課後等デイサービス事業所には、規則で定めるところにより、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、指定放課後等デイサービス事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

(設備及び備品)

第三十八条 指定放課後等デイサービス事業所には、規則で定めるところにより、指導訓練室その他規則で定める設備及び備品を設けなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(利用定員)

第三十九条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(通所利用者負担額等の受領)

第四十条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際には、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際には、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、指定放課後等デイサービス事業者の通所利用者負担額等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第四十一条 第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十五条から第十九条まで、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条から第二十八条まで及び第二十四条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは、「第四十一条において準用する第三十四条各号」と読み替えるものとする。

第五章 保育所等訪問支援

(基本方針)

第四十二条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援(以下「指定保育所等訪問支援」という。)の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるように、当該障害児の身体及び精神の状況並びに当該障害児の置かれている環境に応じ適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(従業者)

第四十三条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者(以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 訪問支援員

二 児童発達支援管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定保育所等訪問支援事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

(設備及び備品)

第四十四条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(通所利用者負担額等の受領)

第四十五条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際には、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際には、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、指定保育所等訪問支援事業者の通所利用者負担額等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第四十六条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(運用)

第四十七条 第七条、第十二条、第十三条、第十五条から第十九条まで、第二十三条、第二十四条及び第二十六条から第二十八条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第七条ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、第四十三条第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第十二条第二項中「第二十号各号」とあるのは「第四十六号各号」と読み替えるものとする。

第六章 多機能型事業所に関する特例

(従業者に関する特例)

第四十八条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第五条第一項、第二項及び第四項、第六条、第三十条、第三十七条並びに第四十三条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあり、同条第二項及び第四項並びに第六条中「指定児童発達支援事業所」とあり、第三十条第一項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあり、第三十七条第二項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあり、同条第二項及び第三項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあり、並びに第四十三条第一項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは、「多機能型事業所」とする。

2 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)の従業者に関する特例については、規則で定める。

(設備に関する特例)

第四十九条 多機能型事業所の設備は、サービスの提供に支障がないように配慮しつつ、当該多機能型事業所と一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備と兼用することができる。

(利用定員に関する特例)

第五十条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第十一条、第三十二条及び第三十九条の規定にかかわらず、その利用定員を当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第十一条、第三十二条及び第三十九条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて五人以上)とすることができる。

3 主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十一条、第三十二条、第三十九条及び前二項の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。

4 多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第十一条、第三十二条、第三十九条及び第二項の規定にかかわらず、その利用定員を当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

5 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、利用者の確保が困難であるものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)に係る第二項の規定の適用については、同項中「二十人」とあるのは、「十人」とする。

第七章 雑則

(規則への委任)

第五十一条 この条例に定めるもののほか、指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)附則第二十二條第二項の規定により同法第五条の規定による改正後の法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされたものについては、平成二十七年三月三十一日

までの間は、第五条第一項第二号及び第二項並びに第三十七条第一項第二号及び第二項の規定は適用せず、第十六条の規定の適用については、同条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは、「指定児童発達支援事業所の管理者」とする。

秋田県条例第六十五号

秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則(第二条―第三条)
- 第二章 指定福祉型障害児入所施設(第四条―第二十二条)
- 第三章 指定医療型障害児入所施設(第二十三条―第二十六条)
- 第四章 雑則(第二十七条)
- 附則
- 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十四条の十二第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定障害児入所施設等 法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。
- 二 入所給付決定保護者 法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。
- 三 指定入所支援 法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。
- 四 指定福祉型障害児入所施設 法第二十四条の二第二項に規定する指定障害児入所施設のうち法第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設であるものをいう。
- 五 入所利用者負担額 法第二十四条の二第二項第二号(法第二十四条の二十四第二項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる額及び障害児入所医療(法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- 六 法定代理受領 法第二十四条の三第八項(法第二十四条の七第二項において準用する場合及び法第二十四条の二十四第三項の規定により適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十第三項(法第二十四条の二十四第三項の規定により適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。
- 七 指定入所支援費用基準額 法第二十四条の二第二項第一号(法第二十四条の二十四第二項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。
- 八 指定医療型障害児入所施設 法第二十四条の二第二項に規定する指定障害児入所施設のうち法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設であるものをいう。

(一般原則)

第三条 指定障害児入所施設等は、入所支援計画(法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定に係る障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた障害児の支援に関する計画をいう。以下同じ。)を作成し、これに基づき障害児に対し指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的に評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対し適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立つた指定入所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五条第一項に規定する障害福祉サービスを提供する者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者の設置その他の当該指定障害児入所施設等の運営に必要な体制の整備を行うとともに、従業者の研修の実施その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第二章 指定福祉型障害児入所施設

(従業者)

第四条 指定福祉型障害児入所施設には、規則で定めるところにより、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第六号の調理員を置かないことができる。

一 嘱託医

二 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)又は主として肢体不自由(法第六条の二第三項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、看護師

三 児童指導員

四 保育士

五 栄養士

六 調理員

七 児童発達支援管理責任者(秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第七十三号)第三十五条第一項の児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては医師を、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う指定福祉型障害児入所施設にあつては心理指導担当職員を、職業指導を行う指定福祉型障害児入所施設にあつては職業指導員を置かなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、指定福祉型障害児入所施設の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス(障害者総合支援法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十八号)第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第五条 指定福祉型障害児入所施設には、規則で定めるところにより、居室、調理室、浴室、医務室、静養室その他規則で定める設備を設けなければならない。ただし、二十人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、二十人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であつて主として盲児(強度の弱視児を含む。以下同じ。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。以下同じ。)を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設には、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 規則で定める設備

二 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室その他規則で定める設備

三 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場その他規則で定める設備

3 第一項に規定する設備及び前項各号に定める設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、第一項に規定する設備(居室を除く。)及び前項各号に定める設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

4 前三項に定めるもののほか、指定福祉型障害児入所施設の設備に関し必要な事項は、規則で定める。

5 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を併せて受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合については、秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第七条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第六条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った入所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をし、当該利用申込者に対し、第十四条各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条第一項の規定に基づき書面の交付を行う場合(同条第二項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。)は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(指定入所支援の提供の拒否の禁止)

第七条 指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んではならない。

(入所利用者負担額等の受領)

第八条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際には、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際には、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、指定福祉型障害児入所施設の入所利用者負担額等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定入所支援の提供の方針)

第九條 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況に応じ当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、指定福祉型障害児入所施設の指定入所支援の提供の方針に関し必要な事項は、規則で定める。

(児童発達支援管理責任者の業務)

第十條 児童発達支援管理責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所支援計画に関する業務

二 他の従業者に対する技術指導及び助言に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める業務

(指導及び訓練)

第十一條 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、当該障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって指導及び訓練を行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定福祉型障害児入所施設の指導及び訓練に関し必要な事項は、規則で定める。

(緊急時の対応)

第十二條 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援を提供しているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者)

第十三條 指定福祉型障害児入所施設には、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合には、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、指定福祉型障害児入所施設の管理者に関し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第十四條 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 緊急時における対応方法

七 非常災害対策

八 主として入所させる障害児の障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、施設の運営についての重要事項

(定員の遵守)

第十五條 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(非常災害対策)

第十六條 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第十七條 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十八條 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

第十九条 指定福祉型障害児入所施設の長たる当該指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第二十条 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者又は管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者、障害者総合支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し障害児又はその家族に關する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十一条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、都道府県、当該障害児の家族等に連絡をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定福祉型障害児入所施設の事故発生時の対応に關し必要な事項は、規則で定める。

(記録の整備)

第二十二条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に關する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定福祉型障害児入所施設の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。

第三章 指定医療型障害児入所施設

(従業者)

第二十三条 指定医療型障害児入所施設には、規則で定めるところにより、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院として必要とされる従業者

二 児童指導員

三 保育士

四 主として重症心身障害児(法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を入所させる指定医療型障害児入所施設にあつては、心理指導を担当する職員

五 主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設にあつては、理学療法士又は作業療法士

六 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、職業指導を行う指定医療型障害児入所施設(主として肢体不自由のある児童を入所させるものに限る。)には、職業指導員を置かなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、指定医療型障害児入所施設の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。

4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護(障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス事業者(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に關する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十六号)第二十六条第一項及び第二項に規定する人員に關する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第二十四条 指定医療型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 医療法に規定する病院として必要とされる設備

二 訓練室

三 浴室

2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設には、前項各号に掲げる設備のほか、当該指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室

二 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場その他規則で定める設備

3 前二項に定めるもののほか、指定医療型障害児入所施設の設備に關し必要な事項は、規則で定める。

4 第一項各号に掲げる設備及び第二項各号に定める設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、第一項第一号及び第三号に掲げる設備並びに第二項各号に定める設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

5 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第二十八条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(入所利用者負担額等の受領)

第二十五条 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際には、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際には、入所給付決定保護者から次に掲げる額の支払を受けるものとする。

一 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額

二 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 前二項に定めるもののほか、指定医療型障害児入所施設の入所利用者負担額等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(運用)

第二十六条 第六条、第七条及び第九条から第二十二條までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第六条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第二十六条において準用する第十四条各号」と、第十二条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(規則への委任)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第六十六号

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則(第二条―第三条)

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第四条―第十九条)

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第二十条―第二十四条)

第三章 療養介護(第二十五条―第四十一条)

第四章 生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第四十二条―第五十条)

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第五十一条―第五十三条)

第五章 短期入所

第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第五十四条―第六十二条)

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第六十三条・第六十四条)

第六章 重度障害者等包括支援(第六十五条―第七十二条)

第七章 共同生活介護(第七十三条―第八十二条)

第八章 自立訓練(機能訓練)

第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第八十四条―第八十八条)

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第八十九条・第九十条)

第九章 自立訓練(生活訓練)

第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第九十一条―第九十六条)

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第九十七条・第九十八条)

第十章 就労移行支援(第九十九条―第一百二条)

第十一章 就労継続支援A型(第一百三―第一百九条)

第十二章 就労継続支援B型

第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第一百十条・第一百十一條)

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第一百十二條―第一百十四條)

第十三章 共同生活援助(第一百五―第一百八条)

第十四章 多機能型に関する特例(第一百九条)

第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例(第五百二十条)

第十六章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第五百二十一条―第五百二十五条)

第十七章 雑則(第五百二十六条)

附 則

第一章 総 則

(趣 旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十条第一項第二号イ並びに第四十三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定 義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定障害福祉サービス 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
- 二 指定障害福祉サービス費用基準額 指定障害福祉サービスにつき法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用(同条第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ。))を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額)をいう。
- 三 支給決定障害者等 法第五条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。
- 四 指定障害福祉サービス事業者 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- 五 支給決定 法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。
- 六 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者又は障害児をいう。
- 七 利用者負担額 指定障害福祉サービス費用基準額から当該指定障害福祉サービスにつき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び指定療養介護医療(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第四十二条の二の規定により読み替えられた法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。
- 八 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規定により支給決定障害者(法第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。)が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者に支払われることをいう。
- 九 基準該当障害福祉サービス 法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。
- 十 多機能型 第四十二条に規定する指定生活介護の事業、第八十四条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第九十一条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第九十九条に規定する指定就労移行支援の事業、第五百二条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第一百条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに秋田県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十四号)第四条に規定する指定児童発達支援の事業、同条例第二十九条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同条例第三十六条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び同条例第四十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(同条例に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(一 般 原 則)

第三条 指定障害福祉サービス事業者(第三章、第四章及び第七章から第十三章までに規定する事業を行うものに限る。)は、個別支援計画(利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた利用者の支援に関する計画をいう。以下同じ。)を作成し、これに基づき利用者に対し指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的に評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対し適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立つた指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者の設置その他の指定障害福祉サービスの事業の運営に必要な体制の整備を行うとともに、従業員の研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第四条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定居宅介護」という。)の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該利用者の身体その他の状況及び当該利用者の置かれている環境に応じ、入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯、掃除

その他の家事並びに生活に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該障害者の身体その他の状況及び当該障害者の置かれている環境に応じ、入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、外出時における移動中の介護並びに生活に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該障害者等の身体その他の状況及び当該障害者等の置かれている環境に応じ、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該利用者の身体その他の状況及び当該利用者の置かれている環境に応じ、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第五条 指定居宅介護の事業を行う者(以下「指定居宅介護事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定居宅介護事業所」という。)ごとに、介護福祉士その他の従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。)を置かなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、規則で定めるところにより、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であつて専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模(当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模)に応じ一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者の専従)

第六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合には、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(設備及び備品)

第七条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第八条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った者(以下「利用申込者」という。)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をし、当該利用申込者に対し、第十五条各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条第一項の規定に基づき書面の交付を行う場合(同条第二項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。)は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(指定居宅介護の提供の拒否の禁止)

第九条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(利用者負担額等の受領)

第十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 前二項に定めるもののほか、指定居宅介護事業者の利用者負担額等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定居宅介護の提供の方針)

第十一条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該利用者の身体その他の状況及び当該利用者の置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(同居の家族に対する指定居宅介護の提供の禁止)

第十二条 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者に、当該従業者の同居の家族である利用者に対する指定居宅介護の提供をさせてはならない。

(緊急時の対応)

第十三条 指定居宅介護事業所の従業者は、現に指定居宅介護を提供しているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第十四条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定居宅介護事業所の管理者の責務に関し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定める指定居宅介護事業所にあつては、当該障害の種類
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(秘密保持等)

第十六条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者又は管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(事故発生時の対応)

第十七条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、県、市町村(特別区を含む。)、当該利用者の家族等に連絡をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定居宅介護事業者の事故発生時の対応に関し必要な事項は、規則で定める。

(記録の整備)

第十八条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定居宅介護事業者の記録の整備に関し必要な事項は、規則で定める。

(雑用)

第十九条 第五条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、「第十五条各号」とあるのは「第十九条第一項において準用する第十五条各号」と、第十条第一項及び第二項並びに第十五条第四号中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と読み替えるものとする。

2 第五条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第十九条第二項において準用する第十五条各号」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者)

第二十条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当居宅介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当居宅介護事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「基準該当居宅介護事業所」という。)ごとに、介護福祉士その他の従業者(基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。)を置かなければならない。

2 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、前項に規定する従業者のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、基準該当居宅介護事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理者の専従)

第二十一条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合には、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(設備及び備品)

第二十二條 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

(同居の家族に対する基準該当居宅介護の提供の制限)

第二十三條 基準該当居宅介護事業者は、当該基準該当居宅介護事業所の従業者に、当該従業者の同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、当該同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護が規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、同居の家族に対する基準該当居宅介護の提供の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第二十四條 第四條第一項、第八條、第九條、第十條第二項及び第三項、第十一條並びに第十三條から第十八條までの規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第八條第一項中「第十五條各号」とあるのは、「第二十四條第一項において準用する第十五條各号」と読み替えるものとする。

2 第四條第二項、第八條、第九條、第十條第二項及び第三項、第十一條、第十三條から第十八條まで並びに第二十條から第二十三條までの規定は、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第八條第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、「第十五條各号」とあるのは「第二十四條第二項において準用する第十五條各号」と、第十條第二項及び第十五條第四号中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と読み替えるものとする。

3 第四條第三項、第八條、第九條、第十條第三項及び第三項、第十一條、第十三條から第十八條まで並びに第二十條から第二十三條までの規定は、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第八條第一項中「第十五條各号」とあるのは、「第二十四條第三項において準用する第十五條各号」と読み替えるものとする。

4 第四條第四項、第八條、第九條、第十條第二項及び第三項、第十一條、第十三條から第十八條まで並びに第二十條から第二十三條までの規定は、行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第八條第二項中「第十五條各号」とあるのは、「第二十四條第四項において準用する第十五條各号」と読み替えるものとする。

第三章 療養介護

(基本方針)

第二十五條 療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。)第二条の二に規定する者に対し、当該利用者の身体その他の状況及び当該利用者の置かれている環境に応じ、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第二十六條 指定療養介護の事業を行う者(以下「指定療養介護事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定療養介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 医師

二 看護師、准看護師又は看護補助者

三 生活支援員

四 サービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)

2 前項に定めるもののほか、指定療養介護事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十五号)第二十三条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定療養介護事業者が、指定医療機関(児童福祉法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。)の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスの提供に必要な人員を確保していることをもって、第一項及び第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者の専従)

第二十七條 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定療養介護事業所の管理上支障がない場合には、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(設備)

第二十八條 指定療養介護事業所には、医療法(昭和二十二年法律第二五五号)に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限

りでない。

- 3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を併せて受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第二十四条第二項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用者負担額等の受領)

第二十九条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際には、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際には、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

- 3 前二項に定めるもののほか、指定療養介護事業者の利用者負担額等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定療養介護の提供の方針)

第三十条 指定療養介護事業者は、指定療養介護に係る個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況に応じ当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 3 前二項に定めるもののほか、指定療養介護の提供の方針に関し必要な事項は、規則で定める。

(サービス管理責任者の業務)

第三十一条 サービス管理責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 指定療養介護に係る個別支援計画に関する業務
- 二 他の従業者に対する技術指導及び助言に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める業務

(機能訓練)

第三十二条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第三十三条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、指定療養介護事業者の看護及び医学的管理の下における介護に関し必要な事項は、規則で定める。

(緊急時の対応)

第三十四条 指定療養介護事業所の従業者は、現に指定療養介護を提供しているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに、他の専門医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第三十五条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、指定療養介護事業所の管理者の責務に関し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第三十六条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービスの利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定める指定療養介護事業所にあつては、当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(定員の遵守)

第三十七条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(非常災害対策)

第三十八条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第三十九条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(記録の整備)

第四十条 指定療養介護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定療養介護事業者の記録の整備に関し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第四十一条 第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第三十六条各号」と読み替えるものとする。

第四章 生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第四十二条 生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、有令第二条の四に規定する者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第四十三条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- 一 医師
- 二 保健師又は看護師若しくは准看護師
- 三 利用者に対し日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う指定生活介護事業所にあつては、理学療法士又は作業療法士
- 四 生活支援員
- 五 サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定生活介護事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

(従たる事業所の設置等)

第四十四条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する指定生活介護事業所の従業者の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(設備)

第四十五条 指定生活介護事業所には、規則で定めるところにより、訓練作業室、相談室、多目的室その他規則で定める設備を設けなければならない。

2 前項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合には、兼用することができる。

3 第一項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第四十六条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際には、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際には、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス費用基準額の支払を受けるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、指定生活介護事業者の利用者負担額等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(介護)

第四十七条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定生活介護事業者の介護に関し必要な事項は、規則で定める。

(生産活動の機会の提供)

第四十八条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮して行うように努めるとともに、生産活動に従事する者の作業時間及び作業量が当該生産活動に従事する者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定生活介護事業者の生産活動の機会の提供に関し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第四十九条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定める指定生活介護事業所にあつては、当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(運用)

第五十条 第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第二十七条、第三十条、第三十一条、第三十五条及び第三十七条から第四十条までの規定は、指定生活介護の事業について運用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第四十九条各号」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当生活介護の基準)

第五十一条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第百二十一条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業者(秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十六号)第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業者及び同条例第七十八条第二項に規定する指定療養通所介護事業者をいう。以下同じ。)であつて、地域において生活介護が提供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により生活介護を受けることが困難な障害者に対し指定通所介護(同条例第六十七条に規定する指定通所介護及び同条例第七十八条第二項に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。)を提供するものであること。
- 二 前号に定めるもののほか、規則で定める基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第五十二条 規則で定める要件に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八十八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護(以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により生活介護を受けることが困難な障害者に対し指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)に登録を受けた者を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う同項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当生活介護の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

(運用)

第五十三条 第四十六条第二項及び第三項の規定は、基準該当生活介護の事業について運用する。

第五章 短期入所

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第五十四条 短期入所に係る指定障害福祉サービス(以下「指定短期入所」という。)の事業は、利用者の身体その他の状況及び当該利用者の置かれている環境に応じ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第五十五条 省令第五条に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を

行う事業所(以下「併設事業所」という。)を設置する場合における当該施設及び当該併設事業所の従業員の配置の基準は、規則で定める。

2 省令第五条に規定する施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合における当該事業を行う事業所(以下「空床利用型事業所」という。)の従業員の配置の基準は、規則で定める。

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所(以下「単独型事業所」という。)には、規則で定めるところにより、生活支援員を置かなければならない。

(設備及び備品)

第五十六条 指定短期入所事業所(単独型事業所を除く。)は、併設事業所又は省令第五条に規定する施設の居室であつて、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある省令第五条に規定する施設(以下「併設本体施設」という。)の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所の事業の用に供することができる。

3 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することにより足りるものとする。

4 単独型事業所には、規則で定めるところにより、居室、食堂、浴室その他規則で定める設備を設けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第五十七条 指定短期入所の事業を行う者(以下「指定短期入所事業者」という。)は、指定短期入所を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス費用基準額の支払を受けるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、指定短期入所事業者の利用者負担額等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定短期入所の提供の方針)

第五十八条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及び当該利用者の置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、指定短期入所の提供の方針に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定短期入所の提供)

第五十九条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって行われなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定短期入所事業者の指定短期入所の提供に関し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第六十条 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項(空床利用型事業所にあつては、第三号に掲げるものを除く。)に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定短期入所の内容及びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービスの利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定める指定短期入所事業所にあつては、当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(定員の遵守)

第六十一条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対し同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

- 一 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- 二 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員(第七十四条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は第百十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居(法第二十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。)及びユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- 三 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(運用)

第六十二条 第六条、第八条、第九条、第十三条、第十六条から第十八条まで、第三十五条、第三十八条及び第三十九条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第六十条各号」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当短期入所の基準)

第六十三条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第五十二条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護のうち規則で定めるものを提供するものであること。
- 二 前号に定めるもののほか、規則で定める基準

(準用)

第六十四条 第五十七条第二項及び第三項の規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

第六章 重度障害者等包括支援

(基本方針)

第六十五条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定重度障害者等包括支援」という。)の事業は、常時介護を要する利用者であつてその介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該利用者の身体その他の状況及び当該利用者の置かれている環境に応じ、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第六十六条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者(以下「指定重度障害者等包括支援事業者」という。)は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者及び第百十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。次条において同じ。)又は指定障害者支援施設(法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)の基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、規則で定めるところにより、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所(以下「指定重度障害者等包括支援事業所」という。)ごとに、サービス提供責任者(指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。)を置かなければならない。

(実施主体)

第六十七条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

(事業所の運営の体制の確保)

第六十八条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応することができる体制を確保しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は他の者に委託することにより、二以上の障害福祉サービスを提供することができる体制を確保しなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を確保しなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第六十九条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を自ら又は他の者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十九号)又は秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第七十二号)に規定する基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業者に、当該従業者の同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)の提供をさせてはならない。

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び共同生活介護に限る。)を自ら又は他の者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の提供の方針)

第七十条 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、週を単位とし、具体的なサービスの内容を記載した重度障害者等包括支援に係るサービス利用計画に基づき、当該利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該利用者の身体その他の状況及び当該利用者の置かれている環境に応じた支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 前三項に定めるもののほか、指定重度障害者等包括支援の提供の方針に関し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第七十一条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- 四 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする利用者
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(運用)

第七十二条 第六条から第十条まで、第十三条、第十六条から第十八条まで及び第三十五条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について運用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第七十一条各号」と読み替えるものとする。

第七章 共同生活介護

(基本方針)

第七十三条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活介護」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該利用者の身体及び精神の状況並びに当該利用者の置かれている環境に応じ、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第七十四条 指定共同生活介護の事業を行う者(以下「指定共同生活介護事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- 一 世話人
 - 一 生活支援員
 - 二 サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定共同生活介護事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理者)

第七十五条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合には、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定共同生活介護事業所以外の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

2 前項の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

(設備)

第七十六条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、利用者の家族又は地域住民との交流の機会が確保される地域であつて、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(以下「入所施設」という。)又は病院の敷地の外に設置しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業所は、一以上の共同生活住居を有しなければならない。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 5 ユニットには、規則で定めるところにより、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、指定共同生活介護事業所の設備に関し必要な事項は、規則で定める。

(利用者負担額等の受領)

第七十七条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際には、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるとする。

2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際には、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス費用基準額の支払を受けるとする。

3 前二項に定めるもののほか、指定共同生活介護事業者の利用者負担額等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定共同生活介護の提供の方針)

第七十八条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護に係る個別支援計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるように、当該利用者の身体及び精神の状況並びに当該利用者の置かれている環境に応じた支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対し指定共同生活介護を提供するときは、指定共同生活介護に係る個別支援計画

に基づき、当該者が当該体験的な利用から継続して指定共同生活介護の利用に円滑に移行することができるよう配慮するとともに、他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、指定共同生活介護の提供の方針に関し必要な事項は、規則で定める。

(サービス管理責任者の業務)

第七十九条 サービス管理責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 指定共同生活介護に係る個別支援計画に関する業務
- 二 他の従業者に対する技術指導及び助言に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める業務

(介護及び家事)

第八十条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって行われなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事は、利用者と従業者とが共同で行うように努めなければならない。

3 前三項に定めるもののほか、指定共同生活介護事業者の介護及び家事に関し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第八十一条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 入居に当たつての留意事項
- 六 緊急時における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定める指定共同生活介護事業所にあつては、当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(定員の遵守)

第八十二条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(準用)

第八十三条 第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第二十五条及び第三十八条から第四十条までの規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第八十一条各号」と読み替えるものとする。

第八章 自立訓練(機能訓練)

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第八十四条 自立訓練(機能訓練) (省令第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第六条の七第一号に規定する者に対し、省令第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持及び向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第八十五条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を置かななければならない。

- 一 保健師又は看護師若しくは准看護師
- 二 理学療法士又は作業療法士
- 三 生活支援員
- 四 サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

(利用者負担額等の受領)

第八十六条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)を提供した際には、支給決定障害者から当該指定自立訓練(機能訓練)に

係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際には、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス費用基準額の支払を受けるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）事業者の利用者負担額等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。
（訓練）

第八十七条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者がその有する能力を活用することにより自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）事業者の訓練に関し必要な事項は、規則で定める。
（運用）

第八十八条 第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第二十七条、第三十条、第三十一条、第三十五条、第三十七条から第四十条まで、第四十四条、第四十五条及び第四十九条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第八十八条において準用する第四十九条各号」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第八十九条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二百一十一条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対し指定通所介護を提供するものであること。

二 前号に定めるもののほか、規則で定める基準

（運用）

第九十条 第八十六条第二項及び第三項の規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第九章 自立訓練（生活訓練）

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

（基本方針）

第九十一条 自立訓練（生活訓練）（省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第六条の七第二号に規定する者に対し、省令第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持及び向上のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者）

第九十二条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 生活支援員

二 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、省令第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、地域移行支援員

三 サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

（設備）

第九十三条 指定自立訓練（生活訓練）事業所には、規則で定めるところにより、訓練作業室、相談室、多目的室その他規則で定める設備を設けなければならない。

2 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、前項に規定する設備のほか、規則で定めるところにより、居室及び浴室を設けなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項の訓練作業室を設けないことができる。

3 第一項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合には、兼用することができる。

4 第一項及び第二項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

（利用者負担額等の受領）

第九十四条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際には、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(生活訓練)を提供した際には、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス費用基準額の支払を受けるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、指定自立訓練(生活訓練)事業者の利用者負担額等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(記録の整備)

第九十五条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定自立訓練(生活訓練)事業者の記録の整備に関し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第九十六条 第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第二十七条、第三十条、第三十一条、第三十五条、第三十七条から第三十九条まで、第四十四条、第四十九条及び第八十七条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第八条第二項中「第十五条各号」とあるのは、「第九十六条において準用する第四十九条各号」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第九十七条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第二百五十一条に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練)を除く。以下「基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

1 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対し指定通所介護を提供するものであること。

1-1 前号に定めるもののほか、規則で定める基準

(準用)

第九十八条 第八十六条第二項及び第三項の規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第十章 就労移行支援

(基本方針)

第九十九条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労移行支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第六条の九に規定する者に対し、省令第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第一百条 指定就労移行支援の事業を行う者は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定就労移行支援事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- 1 職業指導員
- 1-1 生活支援員
- 1-2 就労支援員
- 1-3 サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定就労移行支援事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

(設備)

第一百一条 第四十五条の規定は、指定就労移行支援事業所の設備について準用する。

2 前項に定めるもののほか、指定就労移行支援事業所の設備に関し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第一百二条 第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第二十七条、第三十条、第三十一条、第三十五条、第三十七条から第四十条まで、第四十四条、第四十八条、第四十九条、第八十六条及び第八十七条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは「第一百二条において準用する第四十九条各号」と、第四十四条第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定就労移行支援事業所(規則で定めるものを除く。)」と読み替えるものとする。

第十一章 就労継続支援A型

(基本方針)

第一百三条 就労継続支援A型(省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援A型」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、専ら省令第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、当該利用者の知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第一百四条 指定就労継続支援A型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援A型事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定就労継続支援A型事業所」という。))ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- 1 職業指導員
- 1-1 生活支援員

三 サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定就労継続支援A型事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

(設備)

第百五条 指定就労継続支援A型事業所には、規則で定めるところにより、訓練作業室、相談室、多目的室その他規則で定める設備を設けなければならない。

2 前項の訓練作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たつて支障がない場合には、設けないことができる。

3 第一項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合には、兼用することができる。

4 第一項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(実施主体)

第百六条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第四十四条第一項に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第百七条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たつては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者(多機能型により第百十条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。)は、省令第六条の十第二号に規定する者に対しその者と雇用契約を締結せず指定就労継続支援A型を提供することができる。

(就労の機会の提供)

第百八条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たつては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮して行うように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定就労継続支援A型事業者の就労の機会の提供に関し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第百九条 第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第二十七条、第三十条、第三十一条、第三十五条、第三十七条から第四十条まで、第四十四条、第四十九条、第八十六条及び第八十七条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第百九条において準用する第四十九条各号」と読み替えるものとする。

第十二章 就労継続支援B型**第一節 人員、設備及び運営に関する基準**

(基本方針)

第百十条 就労継続支援B型(省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第六条の十第二号に規定する者に対し就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、当該利用者の知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第百十一条 第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第二十七条、第三十条、第三十一条、第三十五条、第三十七条から第四十条まで、第四十四条、第四十八条、第四十九条、第八十六条、第八十七条、第百四条及び第百五条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第百十一条において準用する第四十九条各号」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(実施主体等)

第百十二条 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(第百二十一条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。)の事業を行う者(以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。)は、社会福祉法第二条第二項第七号の授産施設又は生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)第三十八条第五項に規定する授産施設を経営する者でなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所(以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。)ごとに、秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十二号)第十八条に規定する職員のうちから一人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

3 基準該当就労継続支援B型事業所には、秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する授産施設として必要とされる設備を設けなければならない。

(運営規程)

第百十三条 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービスの利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定める基準該当就労継続支援B型事業所にあつては、当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(運用)

第百十四条 第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第二十七条、第三十条、第三十一条、第三十八条から第四十条まで、第四十八条、第八十六条第二項及び第三項、第八十七条並びに第百十条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第百十三条各号」と読み替えるものとする。

第十三章 共同生活援助

(基本方針)

第百十五条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該利用者の身体及び精神の状況並びに当該利用者の置かれている環境に応じ、共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第百十六条 指定共同生活援助の事業を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活援助事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- 一 世話人
- 二 サービス管理責任者
- 2 前項に定めるもののほか、指定共同生活援助事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

(家事)

第百十七条 調理、洗濯その他の家事は、利用者と同業者とが共同で行うように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定共同生活援助事業者の家事に関し必要な事項は、規則で定める。

(運用)

第百十八条 第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十五条、第三十八条から第四十条まで、第七十五条から第七十九条まで、第八十一条及び第八十二条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第百十八条において準用する第八十一条各号」と読み替えるものとする。

第十四章 多機能型に関する特例

(従業者に関する特例)

第百十九条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所(秋田県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)、指定医療型児童発達支援事業所(同条例第三十条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイサービス事業所(同条例第三十七条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)の従業者に関する特例については、規則で定める。

2 多機能型事業所の設備は、サービスの提供に支障がないように配慮しつつ、当該多機能型事業所と一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備と兼用することができる。

第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

(従業者等に関する特例)

第百二十条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活介護の事業等」という。)を一体的に行う指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所(以下「一体型指定共同生活介護事業所等」という。)の従業者及び設備に関する特例については、規則で定める。

2 一体型指定共同生活介護事業所等においては、これらの利用者の数の合計及び入居定員の合計をこれらの利用者の数及び入居定員とみなして第八十一条(第百十八条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

第十六章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第二百一十二条 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、利用者の確保が困難であるとして知事が認めるものであつて、地域において障害福祉サービスが提供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（省令第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第二百五条までに定めるところによる。

（従業者）

第二百二十二条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、規則で定めるところにより、特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- 一 特定基準該当生活介護を提供する特定基準該当障害福祉サービス事業所にあつては、医師
- 一 特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する特定基準該当障害福祉サービス事業所にあつては、保健師又は看護師若しくは准看護師
- 三 特定基準該当生活介護を提供する特定基準該当障害福祉サービス事業所（利用者に対し日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うものに限る。）又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する特定基準該当障害福祉サービス事業所にあつては、理学療法士又は作業療法士
- 四 特定基準該当就労継続支援B型を提供する特定基準該当障害福祉サービス事業所にあつては、職業指導員
- 五 生活支援員
- 六 サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、特定基準該当障害福祉サービス事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

（管理者の専従）

第二百二十三条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合には、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができる。

（利用定員）

第二百二十四条 特定基準該当障害福祉サービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

（運用）

第二百二十五条 第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条、第三十五条、第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十五条及び第四十九条（第十号を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは「第二百二十五条第一項において準用する第四十九条各号（第十号を除く。）」と、第十六条第三項中「指定障害福祉サービス事業者」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者」と読み替えるものとする。

2 第三十九条、第四十二条、第四十六条第二項及び第三項、第四十七条並びに第四十八条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第三十九条第一項中「指定療養介護」とあり、第四十二条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあり、及び第四十六条第二項中「指定生活介護」とあるのは、「特定基準該当生活介護」と読み替えるものとする。

3 第三十九条、第八十四条、第八十六条第二項及び第三項並びに第八十七条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第三十九条第一項中「指定療養介護」とあり、第八十四条中「自立訓練（機能訓練）（省令第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）」に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあり、及び第八十六条第二項中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは、「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と読み替えるものとする。

4 第三十九条、第八十七条、第九十一条並びに第九十四条第二項及び第三項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第三十九条第一項中「指定療養介護」とあり、第九十一条中「自立訓練（生活訓練）（省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）」に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあり、及び第九十四条第二項中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは、「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第三十九条、第四十八条、第八十六条第二項及び第三項、第八十七条並びに第一百条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第三十九条第一項中「指定療養介護」とあり、第八十六条第二項中「指定自立訓練（機能訓練）」とあり、及び第一百条中「就労継続支援B型（省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）」に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは、「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

とする。

第十七章 雑則

(規則への委任)

第二百六十六条 この条例に定めるもののほか、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(地域移行型ホームに関する特例)

2 この条例の施行の日の前日において現に障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)附則第七条第一項の規定により指定共同生活介護の事業等を行っていた者については、第七十六条第一項(第一百八条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該指定共同生活介護の事業等を行う事業所(以下「地域移行型ホーム」という。)において指定共同生活介護の事業等を行う場合に限り、この条例の施行の日以後においても指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

3 地域移行型ホームにおいて指定共同生活介護の事業等を行う者は、利用者に対し、原則として、二年を超えて、指定共同生活介護又は指定共同生活援助を提供してはならない。

4 地域移行型ホームにおいて指定共同生活介護の事業等を行う者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所(以下「住宅等」という。)において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行できるように適切な支援を行わなければならない。

(平成十八年十月一日において現に入所施設又は病院の敷地内に存した建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に関する特例)

5 指定共同生活援助事業者(平成十八年十月一日において現に入所施設又は病院の敷地内に存した建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、第七十六条第一項(第一百八条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所に関する特例)

6 指定共同生活援助事業者は、平成十八年十月一日において現に指定共同生活援助の事業を行っていた事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めたものにおいて、指定共同生活介護の事業を行う場合に限り、平成二十七年三月三十一日までの間、当該事業所(以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」という。)には、第七十四条第一項第二号の生活支援員及び同項第三号のサービス管理責任者を置かないことができる。

一 平成十八年十月一日において現に居宅介護の支給決定を受けていた利用者が、同日以後も引き続き入居していること。

二 生活支援員を置くことが困難であること。

7 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の管理者は、第八十三条において準用する第三十五条の規定により行う業務のほか、第七十九条各号に掲げる業務を行わなければならない。

8 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活援助事業所(以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。)については、平成二十七年三月三十一日までの間、第六十六条第一項第二号のサービス管理責任者を置かないことができる。

9 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所の管理者は、第六十八条において準用する第三十五条の規定により行う業務のほか、第六十八条において準用する第七十九条各号に掲げる業務を行わなければならない。

10 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業等を一体的に行うもの及び経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活介護の事業等については、第十五章の規定を準用する。

秋田県条例第六十七号

秋田県指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例

(指定障害福祉サービス事業者の指定等の申請者に関する基準)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第五十三号。以下「法」という。)第三十六条第三項第一号(法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定及び指定の更新又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定及び指定の更新の申請者については、この限りでない。

(指定障害者支援施設の指定等の申請者に関する基準)

第二条 法第三十八条第三項(法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第六十八号

秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定障害者支援施設 法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。
- 二 指定障害福祉サービス費用基準額 指定障害福祉サービス(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)につき同条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用(同条第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ。))を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額)をいう。
- 三 支給決定障害者 法第十九条第二項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。
- 四 施設障害福祉サービス 法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。
- 五 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- 六 利用者負担額 指定障害福祉サービス費用基準額から指定障害福祉サービスにつき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。
- 七 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設に支払われることをいう。
- 八 昼間実施サービス 指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。
- 九 指定障害福祉サービス事業者等 法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。

(一般原則)

第三条 指定障害者支援施設は、個別支援計画(利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた利用者の支援に関する計画をいう。以下同じ。)を作成し、これに基づき利用者に対し施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的に評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対し適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つた施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者の設置その他の当該指定障害者支援施設の運営に必要な体制の整備を行うとともに、従業者の研修の実施その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(従業者の配置の基準)

第四条 指定障害者支援施設には、規則で定めるところにより、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者を置かなければならない。

- 一 生活介護 次に掲げる従業者
 - (一) 医師
 - (二) 保健師又は看護師若しくは准看護師
 - (三) 利用者に対し日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う指定障害者支援施設にあつては、理学療法士又は作業療法士
 - 四 生活支援員
 - (五) サービス管理責任者(施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)
- 二 自立訓練(機能訓練) (障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。)第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。) 次に掲げる従業者
 - (一) 保健師又は看護師若しくは准看護師
 - (二) 理学療法士又は作業療法士
 - (三) 生活支援員
 - 四 サービス管理責任者
- 三 自立訓練(生活訓練) (省令第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。) 生活支援員及びサービス管理責任者
- 四 就労移行支援 職業指導員、生活支援員、就労支援員及びサービス管理責任者
- 五 就労継続支援B型(省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。) 職業指導員、生活支援員及びサービス管理責任者
- 六 施設入所支援 生活支援員及びサービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定障害者支援施設の従業者の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(従業者の配置の基準の特例)

第五条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第二十四条の二第二項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十五号）第四条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第一項第一号及び第六号に係る基準を満たしているものとみなすことができる。

（従たる事業所の設置等）

第六条 指定障害者支援施設には、当該指定障害者支援施設における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する指定障害者支援施設の従業者の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（設備の基準）

第七条 指定障害者支援施設には、規則で定めるところにより、訓練作業室、居室、食堂、浴室、相談室、多目的室その他規則で定める設備を設けなければならない。

2 前項の相談室及び多目的室は、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合には、兼用することができる。

3 前二項に定めるもののほか、指定障害者支援施設の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（設備の基準の特例）

第八条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を併せて受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五条第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第九条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った者（以下「利用申込者」という。）に係る障害の特性に応じた適切な配慮をし、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、第十九条各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定障害者支援施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条第一項の規定に基づき書面の交付を行う場合（同条第二項の規定により書面を交付したもののみなされる場合を含む。）は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（施設障害福祉サービスの提供の拒否の禁止）

第十条 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

（利用者負担額等の受領）

第十一条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供した際には、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際には、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス費用基準額の支払を受けるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、指定障害者支援施設の利用者負担額等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

（施設障害福祉サービスの提供の方針）

第十二条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況に応じ当該利用者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が濃淡かつ画一的なものとならないように配慮しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス管理責任者の業務）

第十三条 サービス管理責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 施設障害福祉サービスに係る個別支援計画に関する業務
- 二 他の従業者に対する技術指導及び助言に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める業務

（介護）

第十四条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって行われなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定障害者支援施設の介護に関し必要な事項は、規則で定める。

（訓練）

- 第十五条** 指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、指定障害者支援施設の訓練に関し必要な事項は、規則で定める。
- （生産活動の機会の提供）
- 第十六条** 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮して行うように努めなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間及び作業量が当該生産活動に従事する者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、指定障害者支援施設の実産活動の機会の提供に関し必要な事項は、規則で定める。
- （緊急時の対応）
- 第十七条** 指定障害者支援施設の従業者は、現に施設障害福祉サービスを提供しているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。
- （管理者）
- 第十八条** 指定障害者支援施設には、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合には、当該指定障害者支援施設の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。
- 2 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、指定障害者支援施設の管理者に関し必要な事項は、規則で定める。
- （運営規程）
- 第十九条** 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- 一 施設の目的及び運営の方針
 - 二 提供する施設障害福祉サービスの種類
 - 三 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
 - 五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
 - 六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
 - 七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
 - 八 サービスの利用に当たつての留意事項
 - 九 緊急時における対応方法
 - 十 非常災害対策
 - 十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定める指定障害者支援施設にあつては、当該障害の種類
 - 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十三 前各号に掲げるもののほか、施設の運営についての重要事項
- （定員の遵守）
- 第二十条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスを提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。
- （非常災害対策）
- 第二十一条** 指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。
- （身体的拘束等の禁止）
- 第二十二条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 2 指定障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- （秘密保持等）
- 第二十三条** 指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の従業者又は管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

3 指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対し利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十四条 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、県、市町村(特別区を含む。)、当該利用者の家族等に連絡をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定障害者支援施設の事故発生時の対応に関し必要な事項は、規則で定める。

(記録の整備)

第二十五条 指定障害者支援施設は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定障害者支援施設の記録の整備に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋 田 県 条 例 第 六 十 九 号

秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目 次

第一章 総 則 (第一条―第三条)

第二章 療養介護 (第四条―第二十一条)

第三章 生活介護 (第二十三条―第三十四条)

第四章 自立訓練(機能訓練) (第三十五条―第三十八条)

第五章 自立訓練(生活訓練) (第三十九条―第四十二条)

第六章 就労移行支援 (第四十四条―第四十七条)

第七章 就労継続支援A型 (第四十八条―第五十七条)

第八章 就労継続支援B型 (第五十八条・第五十九条)

第九章 多機能型に関する特例 (第六十条・第六十一条)

第十章 雑 則 (第六十二条)

附 則

第一章 総 則

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十条第一項の規定に基づき、同項に規定する障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。

一 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。)第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(同条第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(同条第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。)の事業、医療型児童発達支援(同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業、放課後等デイサービス(同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(一般原則)

第三条 障害福祉サービス事業を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)(次章から第八章までに規定する事業を行うものに限る。)は、個別支援計画(利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた利用者の支援に関する計画をいう。以下同じ。)を作成し、これに基づき利用者に対し障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的に評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対し適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つた障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者の設置その他の障害福祉サービス事業の運営に必要な体制の整備を

行うとともに、職員の研修の実施その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第二章 療養介護

(基本方針)

第四条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第二条の二に規定する者に対し、当該利用者の身体その他の状況及び当該利用者の置かれている環境に応じ、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(配置、構造及び設備)

第五条 療養介護の事業を行う者(以下「療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「療養介護事業所」という。)の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(管理者の資格要件)

第六条 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

(運営規程)

第七条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービスの利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定める療養介護事業所にあつては、当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(非常災害対策)

第八条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第九条 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、療養介護事業者の記録の整備に関し必要な事項は、規則で定める。

(規模)

第十条 療養介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

(設備)

第十一条 療養介護事業所には、医療法(昭和三十二年法律第二百五号)に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(職員)

第十二条 療養介護事業者は、規則で定めるところにより、療養介護事業所ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 管理者
- 二 医師
- 三 看護師、准看護師又は看護補助者
- 四 生活支援員
- 五 サービス管理責任者(障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)

2 前項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理士障がない場合には、当該療養介護事業所の他の職務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所若しくは施設の職務に従事することができる。

3 前二項に定めるもののほか、療養介護事業所の職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(療養介護の提供の方針)

第十三条 療養介護事業者は、療養介護に係る個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況に応じ当該利用者の支援を適切に行うとともに、療養介護の

提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しなければならない。

- 2 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、療養介護の提供の方針に関し必要な事項は、規則で定める。

(サービス管理責任者の業務)

第十四条 サービス管理責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 療養介護に係る個別支援計画に関する業務
- 二 他の職員に対する技術指導及び助言に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める業務

(機能訓練)

第十五条 療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第十六条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、療養介護事業者の看護及び医学的管理の下における介護に関し必要な事項は、規則で定める。

(緊急時の対応)

第十七条 療養介護事業所の職員は、現に療養介護を提供しているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに、他の専門医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第十八条 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、療養介護事業所の管理者の責務に関し必要な事項は、規則で定める。

(定員の遵守)

第十九条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(身体的拘束等の禁止)

第二十条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- 2 療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第二十一条 療養介護事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

- 3 療養介護事業者は、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(事故発生時の対応)

第二十二条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡をしなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、療養介護事業者の事故発生時の対応に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章 生活介護

(基本方針)

第二十三条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第二条の四に規定する者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(配置、構造及び設備)

第二十四条 生活介護の事業を行う者(以下「生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「生活介護事業所」という。)の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(管理者の資格要件)

第二十五条 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

第二十六条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定める生活介護事業所にあつては、当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(規程)

第二十七条 生活介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、利用者の確保が困難であるものとして知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、その規模を十人以上の人員を利用させることができるものとする事ができる。

(設備)

第二十八条 生活介護事業所には、規則で定めるところにより、訓練作業室、相談室、多目的室その他規則で定める設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、本文に規定する設備の一部を設けないことができる。

- 2 前項本文の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合には、兼用することができる。
- 3 第一項本文に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(職員)

第二十九条 生活介護事業者は、規則で定めるところにより、生活介護事業所ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 管理者
- 二 医師
- 三 保健師又は看護師若しくは准看護師
- 四 利用者に対し日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う生活介護事業所にあつては、理学療法士又は作業療法士
- 五 生活支援員
- 六 サービス管理責任者

2 前項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理士支障がない場合には、当該生活介護事業所の他の職務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所若しくは施設の職務に従事することができる。

3 前二項に定めるもののほか、生活介護事業所の職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(従たる事業所の設置等)

第三十条 生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所は、六人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

3 従たる事業所を設置する生活介護事業所の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(介護)

第三十一条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活介護事業者の介護に関し必要な事項は、規則で定める。

(生産活動の機会の提供)

第三十二条 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たつては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮して行うように努めるとともに、生産活動に従事する者の作業時間及び作業量が当該生産活動に従事する者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活介護事業者の生産活動の機会の提供に関し必要な事項は、規則で定める。

(緊急時の対応)

第三十三条 生活介護事業所の職員は、現に生活介護を提供しているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに、医療機関へ

の連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(運用)

第三十四条 第八条、第九条、第十三条、第十四条及び第十八条から第二十二条までの規定は、生活介護の事業について運用する。

第四章 自立訓練(機能訓練)

(基本方針)

第三十五条 自立訓練(機能訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第六条の七第一号に規定する者に対し、省令第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持及び向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(職員)

第三十六条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(機能訓練)事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 管理者
- 二 保健師又は看護師若しくは准看護師
- 三 理学療法士又は作業療法士
- 四 生活支援員
- 五 サービス管理責任者

2 前項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練(機能訓練)事業所の管理上支障がない場合には、当該自立訓練(機能訓練)事業所の他の職務に従事し、又は当該自立訓練(機能訓練)事業所以外の事業所若しくは施設の職務に従事することができる。

3 前二項に定めるもののほか、自立訓練(機能訓練)事業所の職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(訓練)

第三十七条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、適切な技術をもつて訓練を行わなければならない。

2 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者がその有する能力を活用することにより自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、自立訓練(機能訓練)事業者の訓練に関し必要な事項は、規則で定める。

(運用)

第三十八条 第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十八条から第二十二条まで、第二十四条から第二十八条まで、第三十条及び第三十三条の規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について運用する。

第五章 自立訓練(生活訓練)

(基本方針)

第三十九条 自立訓練(生活訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第六条の七第二号に規定する者に対し、省令第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持及び向上のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(規模)

第四十条 自立訓練(生活訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(生活訓練)事業所」という。)は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、利用者の確保が困難であるものとして知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練(生活訓練)事業所(宿泊型自立訓練(省令第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)のみを行うものを除く。)については、その規模を十人以上の人員を利用させることができるものとする。ことができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う自立訓練(生活訓練)事業所は、宿泊型自立訓練に係る十人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)に係る二十人以上(前項ただし書の規定により知事が認める地域において事業を行う当該自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、十人以上)の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

(設備)

第四十一条 自立訓練(生活訓練)事業所には、規則で定めるところにより、訓練作業室、相談室、多目的室その他規則で定める設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練(生活訓練)事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、本文に規定する設備の一部を設けないことができる。

2 宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、前項に規定する設備のほか、規則で定めるところにより、居室及び浴室を設けなければならない。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、同項本文の訓練作業室を設けないことができる。

3 第一項本文の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合には、兼用することができる。

4 第一項本文及び第二項本文に規定する設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援

に支障がない場合には、この限りでない。

5 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「宿泊型自立訓練事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)(又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。))でなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(職員)

第四十二条 自立訓練(生活訓練)事業者は、規則で定めるところにより、自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 管理者
- 二 生活支援員
- 三 宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、地域移行支援員
- 四 サービス管理責任者

2 前項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練(生活訓練)事業所の管理上支障がない場合には、当該自立訓練(生活訓練)事業所の他の職務に従事し、又は当該自立訓練(生活訓練)事業所以外の事業所若しくは施設の職務に従事することができる。

3 前二項に定めるもののほか、自立訓練(生活訓練)事業所の職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(運用)

第四十三条 第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十八条から第二十二條まで、第二十四条から第二十六條まで、第三十条、第三十二條及び第三十七條の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第三十条第二項中「六人以上」とあるのは、「宿泊型自立訓練にあつては十人以上、宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)にあつては六人以上」と読み替えるものとする。

第六章 就労移行支援

(基本方針)

第四十四条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第六条の九に規定する者に対し、省令第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(設備)

第四十五条 第二十八条の規定は、就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)の設備について準用する。

2 前項に定めるもののほか、就労移行支援事業所の設備に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員)

第四十六条 就労移行支援事業者は、規則で定めるところにより、就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 管理者
- 二 職業指導員
- 三 生活支援員
- 四 就労支援員
- 五 サービス管理責任者

2 前項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合には、当該就労移行支援事業所の他の職務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所若しくは施設の職務に従事することができる。

3 前二項に定めるもののほか、就労移行支援事業所の職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(運用)

第四十七条 第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十八条から第二十二條まで、第二十四条から第二十七條まで、第三十条、第三十二條、第三十三條及び第三十七條の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第二十七條ただし書及び第三十条第一項中「生活介護事業所」とあるのは、「就労移行支援事業所(規則で定めるものを除く。)」と読み替えるものとする。

第七章 就労継続支援A型

(基本方針)

第四十八条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、専ら省令第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、当該利用者の知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(管理者の資格要件)

第四十九条 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者、社会福祉事業に一年以上従事した者若しくは企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（規模）

第五十条 就労継続支援A型事業所は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、就労継続支援A型事業所の規模に関し必要な事項は、規則で定める。

（設備）

第五十一条 就労継続支援A型事業所には、規則で定めるところにより、訓練作業室、相談室、多目的室その他規則で定める設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、本文に規定する設備の一部を設けないことができる。

2 前項本文の訓練作業室は、就労継続支援A型の提供に当たつて支障がない場合には、設けないことができる。

3 第一項本文の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合には、兼用することができる。

4 第一項本文に規定する設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

（職員）

第五十二条 就労継続支援A型事業者は、規則で定めるところにより、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

一 管理者

二 職業指導員

三 生活支援員

四 サービス管理責任者

2 前項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合には、当該就労継続支援A型事業所の他の職務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所若しくは施設の職務に従事することができる。

3 前二項に定めるもののほか、就労継続支援A型事業所の職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（従たる事業所の設置等）

第五十三条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

3 従たる事業所を設置する就労継続支援A型事業所の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（実施主体）

第五十四条 就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該就労継続支援A型事業者は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十四条第一項に規定する子会社以外の者でなければならない。

（雇用契約の締結等）

第五十五条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たつては、利用者との雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者（多機能型により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、省令第六条の十第二号に規定する者に対しその者と雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。

（就労の機会の提供）

第五十六条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たつては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮して行うように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、就労継続支援A型事業者の就労の機会の提供に関し必要な事項は、規則で定める。

（運用）

第五十七条 第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十八条から第二十二号まで、第二十四条、第二十六条、第三十三号及び第三十七条の規定は、就労継続支援A型の事業について運用する。

第八章 就労継続支援B型

（基本方針）

第五十八条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第六条の十第一号に規定する者に対し就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、当該利用者の知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（運用）

第五十九条 第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十八条から第二十二号まで、第二十四条、第二十六条、第二十七条、第三十二条、第三十三条、第三十七号、第四十九号及び第五十一条から第五十三号までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。

第九章 多機能型に関する特例

(規模に関する特例)

第六十条 多機能型による生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所(就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う他の多機能型事業所との利用定員(多機能型による指定児童発達支援(秋田県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十四号)第四条に規定する指定児童発達支援をいう。)(同条例第二十九条に規定する指定医療型児童発達支援(同条例第二十九条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)(同条例第三十六条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)(以下「多機能型指定児童発達支援事業等」という。))を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が二十人以上である場合は、第二十七条(第三十八条、第四十七条及び第五十九条において準用する場合を含む。)、第四十条又は第五十条の規定にかかわらず、その規模を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める数の人員を利用させることができるものとする。ことができる。

一 多機能型による生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所又は就労移行支援事業所(規則で定めるものを除く。) 六人以上

二 多機能型による自立訓練(生活訓練)事業所 六人以上(宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う多機能型による自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、宿泊型自立訓練に係る利用者十人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)に係る利用者六人以上)

三 多機能型による就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所 十人以上

2 主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型による生活介護事業所は、多機能型指定児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第二十七条及び前項の規定にかかわらず、その規模を当該多機能型による生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上の人員を利用させることができるものとする。ことができる。

3 多機能型による生活介護事業所は、主として重症心身障害児(児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。)につき行う多機能型指定児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第二十七条及び第一項の規定にかかわらず、その規模を当該多機能型による生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上の人員を利用させることができるものとする。ことができる。

4 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、利用者の確保が困難であるものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所に係る第一項の規定の適用については、同項中「二十人」とあるのは、「十人」とする。この場合において、障害福祉サービスが提供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により障害福祉サービスを利用することが困難な地域において事業を行う多機能型事業所(多機能型による生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所及び就労継続支援B型事業所に限る。)については、第一項各号の規定にかかわらず、その規模を一人以上の人員を利用させることができるものとする。ことができる。

(設備及び職員に関する特例)

第六十一条 多機能型事業所の設備は、サービスの提供に支障がないように配慮しつつ、当該多機能型事業所と一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備と兼用することができる。

2 多機能型事業所の職員に関する特例については、規則で定める。

第十章 雑則

(規則への委任)

第六十二条 この条例に定めるもののほか、障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる者が法附則第四十一条第二項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設又は法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設(以下これらを「身体障害者更生援護施設等」という。)に併設して引き続き生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の事業を行う間は、第二十七条(第三十八条、第四十七条及び第五十九条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(及び第四十条第一項の規定にかかわらず、当該事業に係る生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所又は就労継続支援B型事業所(当該事業を多機能型により行う場合並びにこれらの事業所が第二十七条ただし書及び第四十条第一項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。))は、その規模を十人以上の人員を利用させることができるものとする。ことができる。

一 平成十八年十月一日において現に法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスの事業を行っていた者

二 平成十八年十月一日において現に法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百十

三号)第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターを経営する事業を行っていた者

三 身体障害者更生支援施設等(障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十八年政令第三百二十号)第十六条の規定による改正前の社会福祉法施行令(昭和三十二年政令第八十五号)第一条第一号に規定する身体障害者授産施設、同条第二号に規定する知的障害者授産施設又は同条第四号に規定する精神障害者授産施設に限る。)を経営する事業を行っていた者

3 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十一条に規定する身体障害者授産施設(以下単に「身体障害者授産施設」という。)又は法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設(以下単に「知的障害者更生施設」という。)若しくは同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設(以下単に「知的障害者授産施設」という。)が、生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)の事業、自立訓練(生活訓練)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合において、平成十八年十月一日において現に存した分場(身体障害者授産施設(通所による入所者のみを対象とする身体障害者授産施設であつて、常時利用する者が二十人未満であるものを除く。)、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設(通所による入所者のみを対象とする知的障害者授産施設であつて、常時利用する者が二十人未満であるものを除く。))とそれぞれ一体的に管理運営を行う通所による入所者の支援を行う施設であつて、入所者が二十人未満のものをいい、これらの施設のうち、基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築された等建物の構造を変更したものを除く。)を生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、第三十条第二項(第三十八条、第四十三条及び第四十七条において準用する場合を含む。))及び第五十三条第二項(第五十九条において準用する場合を含む。))の規定は、適用しない。

秋田県条例第七十号

秋田県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第八十条第一項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 地域活動支援センターは、利用者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、当該利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進その他当該利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を適切かつ効果的に行わなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は利用者である障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立つたサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者の設置その他の当該地域活動支援センターの運営に必要な体制の整備を行うとともに、職員の研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営規程)

第三条 地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 利用者に対して提供するサービスの内容及び利用者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、施設の運営についての重要事項

(非常災害対策)

第四条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第五条 地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 前項に定めるもののほか、地域活動支援センターの記録の整備に関し必要な事項は、規則で定める。

(規程)

第六条 地域活動支援センターは、十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第七条 地域活動支援センターには、規則で定めるところにより、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効率的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図ることができる場所
- 二 前身に掲げるものは、規則で定める設備

(職員配置の基準)

第八条 地域活動支援センターには、規則で定めるところにより、地域活動支援センターの長(以下「施設長」という。)及び指導員を置かなければならない。

2 施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、地域活動支援センターの管理上支障がない場合には、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の事業所若しくは施設の職務に従事することができる。

3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(従たる事業所の設置等)

第九条 地域活動支援センターには、地域活動支援センターにおける主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する地域活動支援センターの職員配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(生産活動の機会の提供)

第十条 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たつては、地域の事情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮して行うように努めるとともに、生産活動に従事する者の作業時間及び作業量が当該生産活動に従事する者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(定員の遵守)

第十一条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(秘密保持等)

第十二条 地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第十三条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、地域活動支援センターの事故発生時の対応に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第七十一号

秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第八十条第一項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 福祉ホームは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、現に住居を求めている障害者に対し、低廉な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効率的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つたサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者の設置その他の当該福祉ホームの運営に必要な体制の整備を行うとともに、職員の研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(配置、構造及び設備)

第三条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(運営規程)

第四条 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 利用者に対して提供するサービスの内容及び利用者から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、施設の運営についての重要事項

(非常災害対策)

第五条 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び連絡体制を整備し、これらを定期的に利用者にも周知しなければならない。

2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第六条 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 前項に定めるもののほか、福祉ホームの記録の整備に関し必要な事項は、規則で定める。

(規模)

第七条 福祉ホームは、五人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第八条 福祉ホームには、規則で定めるところにより、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 浴室
- 三 管理人室
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める設備

2 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第九条 福祉ホームには、管理人を置かななければならない。

2 前項の管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(定員の遵守)

第十条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(秘密保持等)

第十一条 福祉ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第十二条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、福祉ホームの事故発生時の対応に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、福祉ホームの設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第七十二号

秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十四条第一項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第二条 障害者支援施設は、個別支援計画(利用者(障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下同じ。)の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた利用者の支援に関する計画をいう。以下同じ。)を作成し、これに基づき利用者に対し施設障害福祉サービス(法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。)を提供するとともに、その効果について継続的に評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対し適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つた施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者の設置その他の当該障害者支援施設の運営に必要な体制の整備を行うとともに、職員研修の実施その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(配置、構造及び設備)

第三条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 障害者支援施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の二に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(施設長の資格要件)

第四条 障害者支援施設の長(以下「施設長」という。)は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第二項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

第五条 障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する施設障害福祉サービスの種類
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 昼間実施サービス(障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。以下同じ。)に係る営業日及び営業時間
- 五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- 六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容及びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定める障害者支援施設にあつては、当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 前各号に掲げるもののほか、施設の運営についての重要事項

(非常災害対策)

第六条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第七条 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、障害者支援施設の記録の整備に関し必要な事項は、規則で定める。

(規模)

第八条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

一 生活介護、自立訓練(機能訓練) (障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。)第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)、自立訓練(生活訓練) (省令第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)、就労移行支援又は就労継続支援B型(省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。) 二十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(規則で定めるものを除く。次項において同じ。)にあつては、十人以上)

二 施設入所支援 三十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上)

2 前項の規定にかかわらず、複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計は、二十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十二人以上)でなければならない。

一 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援 当該施設障害福祉サービスの種類ごとにそれぞれ六人以上

二 就労継続支援B型 十人以上

三 施設入所支援 三十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上)

(設備の基準)

第九条 障害者支援施設には、規則で定めるところにより、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一 訓練作業室

二 居室

三 食堂

四 浴室

五 相談室

六 多目的室

七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める設備

2 前項第五号の相談室及び同項第六号の多目的室は、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合には、兼用することができる。

3 前三項に定めるもののほか、障害者支援施設の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員の配置の基準)

第十条 障害者支援施設には、規則で定めるところにより、施設長及び次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かなければならない。

一 生活介護 次に掲げる職員

(一) 医師

(二) 保健師又は看護師若しくは准看護師

(三) 利用者に対し日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う障害者支援施設にあつては、理学療法士又は作業療法士

(四) 生活支援員

(五) サービス管理責任者(施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)

二 自立訓練(機能訓練) 次に掲げる職員

(一) 保健師又は看護師若しくは准看護師

(二) 理学療法士又は作業療法士

(三) 生活支援員

(四) サービス管理責任者

三 自立訓練(生活訓練) 生活支援員及びサービス管理責任者

四 就労移行支援 職業指導員、生活支援員、就労支援員及びサービス管理責任者

五 就労継続支援B型 職業指導員、生活支援員及びサービス管理責任者

六 施設入所支援 生活支援員及びサービス管理責任者

- 2 施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合には、当該障害者支援施設の他の職務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所若しくは施設の職務に従事することができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、障害者支援施設の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。
(従たる事業所の設置等)
- 第十一条** 障害者支援施設には、障害者支援施設における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置することができる。
- 2 従たる事業所は、六人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。
- 3 従たる事業所を設置する障害者支援施設の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。
(施設障害福祉サービスの提供の方針)
- 第十二条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況に応じ当該利用者の支援を適切に行うとともに、当該施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しなければならない。
- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
(サービス管理責任者の業務)
- 第十三条** サービス管理責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 一 施設障害福祉サービスに係る個別支援計画に関する業務
 - 二 他の職員に対する技術指導及び助言に関する業務
 - 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める業務
- (介護)
- 第十四条** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、障害者支援施設の介護に関し必要な事項は、規則で定める。
(訓練)
- 第十五条** 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。
- 2 障害者支援施設は、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、障害者支援施設の訓練に関し必要な事項は、規則で定める。
(生産活動の機会の提供)
- 第十六条** 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮して行うように努めるとともに、生産活動に従事する者の作業時間及び作業量が当該生産活動に従事する者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、障害者支援施設が生産活動の機会の提供に関し必要な事項は、規則で定める。
(緊急時の対応)
- 第十七条** 障害者支援施設の職員は、現に施設障害福祉サービスを提供しているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。
(施設長の責務)
- 第十八条** 施設長は、障害者支援施設の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、施設長の責務に関し必要な事項は、規則で定める。
(定員の遵守)
- 第十九条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスを提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。
(身体的拘束等の禁止)
- 第二十条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 2 障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
(秘密保持等)
- 第二十一条** 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十二条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、障害者支援施設の事故発生時の対応に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第二十三条 この条例に定めるもののほか、障害者支援施設の設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第七十三号

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則(第一条―第十二条)

第二章 助産施設(第十三条―第十五条)

第三章 乳児院(第十六条―第十九条)

第四章 母子生活支援施設(第二十―第二十五条)

第五章 児童厚生施設(第二十六―第二十八条)

第六章 児童養護施設(第二十九―第三十三条)

第七章 福祉型障害児入所施設(第三十四―第三十五条)

第八章 医療型障害児入所施設(第三十六―第三十七条)

第九章 福祉型児童発達支援センター(第三十八―第三十九条)

第十章 医療型児童発達支援センター(第四十―第四十一条)

第十一章 情緒障害児短期治療施設(第四十二―第四十四条)

第十二章 児童自立支援施設(第四十五―第四十九条)

第十三章 児童家庭支援センター(第五十―第五十二条)

第十四章 雑則(第五十三―)

附 則

第一章 総 則

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第四十五条第一項の規定に基づき、児童福祉施設(保育所を除く。第二十三条第一号、第二十七条第二項第一号及び第三十二条第一号を除き、以下同じ。)の設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)を定めるものとする。

(一般原則)

第二条 設備運営基準は、児童福祉施設の入所者及び利用者(以下「入所者等」という。)が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の処遇により、心身ともに健やかに成長し、社会生活に適応するように育成されることを保障するものとする。

2 設備運営基準は、児童福祉施設の運営を行うために必要な最低限度のものであり、児童福祉施設は、常に、当該児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図るように努めなければならない。

3 設備運営基準を超えて、設備を設け、又は運営を行っている児童福祉施設は、設備運営基準を理由として、当該児童福祉施設の設備又は運営についての水準を低下させないように努めなければならない。

4 児童福祉施設は、入所者等の人權に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、当該児童福祉施設の運営を行わなければならない。

5 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するように努めなければならない。

6 児童福祉施設は、当該児童福祉施設の運営の内容について、自ら評価を行い、当該評価の結果を公表するように努めなければならない。

7 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

8 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気その他の入所者等の保健衛生及び当該入所者等に対する危害防止について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第三条 児童福祉施設は、消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、毎月一回は、前項の避難訓練及び消火訓練を行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第四条 児童福祉施設の入所者等の処遇を行う職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第五条 児童福祉施設の職員は、常に自己研^ま鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設の職員に対し、当該職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の特例)

第六条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を当該他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等の処遇を直接行う職員については、この限りでない。

(差別的取扱いの禁止)

第七条 児童福祉施設は、入所者等に対し、当該入所者等の国籍、信条若しくは社会的身分又は入所若しくは利用に要する費用を負担するか否かによつて、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第八条 児童福祉施設の職員は、入所者等に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該入所者等の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

第九条 児童福祉施設の長は、入所している児童等(法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関し当該児童等の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。

(記録の整備)

第十条 児童福祉施設は、職員、財産、会計及び入所者等の処遇の状況に関する記録を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第十一条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第十二条 児童福祉施設は、入所者等の処遇により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、具、当該入所者等の家族等に連絡をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、児童福祉施設の事故発生時の対応に関し必要な事項は、規則で定める。

第二章 助産施設

(種類)

第十三条 助産施設は、第一種助産施設(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院又は診療所であるものをいう。以下同じ。)及び第二種助産施設(同法に規定する助産所であるものをいう。以下同じ。)とする。

(入所させる妊産婦)

第十四条 助産施設には、法第二十二条第一項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕があるときは、同項に規定する妊産婦以外の妊産婦を入所させることができる。

(職員)

第十五条 第一種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、第二種助産施設の長を置かななければならない。

2 第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、規則で定めるところにより、第二種助産施設の長及び専任又は嘱託の助産師を置かななければならない。

3 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

第三章 乳児院

(設備の基準)

第十六条 乳児院(乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)十人未満を入所させるものを除く。以下この項並びに次条第一項及び第四項において同じ。)の設備の基準は、次のとおりとする。

一 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室その他規則で定める設備を設けること。

二 前号に定めるもののほか、規則で定める乳児院の設備の基準を満たすこと。

2 乳幼児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

- 1 乳幼児の養育のための専用の室、相談室その他規則で定める設備を設けること。
- 1-1 前号に定めるもののほか、規則で定める乳幼児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準を満たすこと。

(職員)

第十七条 乳児院には、規則で定めるところにより、当該乳児院の長、小児科の診療に相当の経験を有する医師（嘱託医を除く。）又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する乳児院にあつては、調理員を置かないことができる。

2 乳幼児十人未満を入所させる乳児院には、規則で定めるところにより、当該乳児院の長、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

3 前二項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十二条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

4 第一項に規定する職員のほか、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者の十人以上に心理療法を行う乳児院にあつては、心理療法担当職員を置かなければならない。

5 前項の心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の学部において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(乳児院の長の資格要件)

第十八条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高く識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 1 医師であつて、小児保健に関し学識経験を有するもの
- 1-1 社会福祉士の資格を有する者
- 1-2 乳児院の職員として三年以上勤務した者
- 1-3 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する社会福祉施設の長の資格を認定するための講習会の課程を修了したもの

2 前項に定めるもののほか、乳児院の長の資格要件に関し必要な事項は、規則で定める。

(養育等)

第十九条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、当該乳幼児の人格の形成に資することとなるものでなければならない。

2 乳児院における養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じ必要な授乳、食事、排せつ、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、健康診断及び必要に応じ行う感染症の予防処置を含むものとする。

3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築が図られるように行われなければならない。

第四章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第二十条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 1 母子室、集会又は学習を行う室及び相談室を設けること。
- 1-1 前号に規定する設備のほか、乳幼児を入所させる母子生活支援施設にあつては、付近にある保育所又は児童厚生施設の利用ができない場合は、保育所に準ずる設備を設けること。
- 1-2 第一号又は前号に規定する設備のほか、乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設にあつては静養室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設にあつては医師室及び静養室を設けること。
- 1-3 前三号に定めるもののほか、規則で定める母子生活支援施設の設備の基準を満たすこと。

(職員)

第二十一条 母子生活支援施設には、規則で定めるところにより、母子生活支援施設の長、母子支援員、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 前項に規定する職員のほか、心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う母子生活支援施設にあつては、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 前項の心理療法担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学の学部において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 第一項又は第二項に規定する職員のほか、配偶者からの暴力を受けたことその他の理由により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う母子生活支援施設にあつては、個別対応職員を置かなければならない。

(母子生活支援施設の長の資格要件)

第二十二條 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関し学識経験を有するもの
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者
- 四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する社会福祉施設の長の資格を認定するための講習会の課程を修了したもの

2 前項に定めるもののほか、母子生活支援施設の長の資格要件に関し必要な事項は、規則で定める。

(母子支援員の資格要件)

第二十三條 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 厚生労働省地方厚生局長又は同省地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 精神保健福祉士の資格を有する者
- 五 学校教育法第一条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(当該課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。以下同じ。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上児童福祉事業に従事したもの

(生活支援)

第二十四條 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かし、親子関係の再構築及び退所後の生活の安定が図られるように、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導、関係機関との連絡調整その他の母子に対する支援により、母子の自立の促進を目的とし、かつ、当該母子の私生活を尊重して行われなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第二十五條 第二十条第二号の規定により母子生活支援施設に設ける保育所に準ずる設備については、秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第 号)の規定を準用する。

2 前項に定めるもののほか、母子生活支援施設の保育所に準ずる設備に係る職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 児童厚生施設

(設備の基準)

第二十六條 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童厚生施設のうち児童遊園には、広場、遊具その他規則で定める設備を設けること。
- 二 児童厚生施設のうち児童館には、集会室、遊戯室、図書室その他規則で定める設備を設けること。

(職員)

第二十七條 児童厚生施設には、児童厚生施設の長及び児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 前項の児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法第一条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上児童福祉事業に従事したもの
- 五 学校教育法の規定により、同法第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、知事)が適当と認めたもの
 - (一) 学校教育法第一条に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同条に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
 - (二) 学校教育法第九十七条に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (三) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業し

た者

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第二十八条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における児童の健全な育成を図るための活動を促進するように行われなければならない。

第六章 児童養護施設

(設備の基準)

第二十九条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、相談室、調理室、浴室その他規則で定める設備を設けること。
- 二 前号に規定する設備のほか、児童二十人以上を入所させる児童養護施設にあつては、医務室及び静養室を設けること。
- 三 前二号に定めるもののほか、規則で定める児童養護施設の設備の基準を満たすこと。

(職員)

第三十条 児童養護施設には、規則で定めるところにより、児童養護施設の長、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している児童養護施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる児童養護施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する児童養護施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 第一項に規定する職員のほか、心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う児童養護施設にあつては、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学の学部において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 5 第一項又は第三項に規定する職員のほか、実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設にあつては、職業指導員を置かなければならない。

(児童養護施設の長の資格要件)

第三十一条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を得得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関し学識経験を有するもの
 - 二 社会福祉士の資格を有する者
 - 三 児童養護施設の職員として三年以上勤務した者
 - 四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する社会福祉施設の長の資格を認定するための講習会の課程を修了したもの
- 2 前項に定めるもののほか、児童養護施設の長の資格要件に関し必要な事項は、規則で定める。

(児童指導員の資格要件)

第三十二条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法第一条に規定する大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同条に規定する大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 五 学校教育法第九十七条に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 学校教育法第一条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上児童福祉事業に従事したものであるもの
- 八 学校教育法の規定により、同法第一条に規定する小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が適当と認めたもの
- 九 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認めたもの

(養護)

第三十三条 児童養護施設における養護は、児童に対し安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行い児童を養育することにより、当該児童の心身の健やかな成長及び当該児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。

第七章 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

第三十四条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、調理室、浴室、医務室、静養室その他規則で定める設備を設けること。ただし、児童三十人未満を入所させる福祉型障害児入所施設であつて、主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、主として盲児又はろうも児(以下「盲ろうも児」という。)を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。
- 二 前号に規定する設備のほか、主として盲ろうも児を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、遊戯室、訓練室その他規則で定める設備を設けること。
- 三 第一号に規定する設備のほか、主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、訓練室、屋外訓練場その他規則で定める設備を設けること。
- 四 前三号に定めるもののほか、規則で定める福祉型障害児入所施設の設備の基準を満たすこと。

(職員)

第三十五条 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。)を除く。以下この条において同じ。)を入所させる福祉型障害児入所施設には、規則で定めるところにより、当該福祉型障害児入所施設の長、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、規則で定めるところにより、当該福祉型障害児入所施設の長、医師(嘱託医を除く。)、嘱託医、看護師、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては調理員を置かないことができる。
- 4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 5 第二項の規定は、主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医について準用する。
- 6 第一項の規定は、主として盲ろうも児を入所させる福祉型障害児入所施設の職員について準用する。
- 7 主として盲ろうも児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、規則で定めるところにより、当該福祉型障害児入所施設の長、嘱託医、看護師、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては調理員を置かないことができる。
- 9 第一項(第六項において準用する場合を含む。)、第三項又は前項に規定する職員のほか、心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う福祉型障害児入所施設にあつては心理指導担当職員を、職業指導を行う福祉型障害児入所施設にあつては職業指導員を置かなければならない。
- 10 前項の心理指導担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学の学部において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第八章 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第三十六条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。
- 二 前号に規定する設備のほか、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設にあつては、静養室を設けること。
- 三 第一号に規定する設備のほか、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設にあつては、屋外訓練場その他規則で定める設備を設けること。
- 四 前三号に定めるもののほか、規則で定める医療型障害児入所施設の設備の基準を満たすこと。

(職員)

第三十七条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、規則で定めるところにより、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、当該医療型障害児入所施設の長、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

- 2 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、規則で定めるところにより、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、当該医療型障害児入所施設の長、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者並びに理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。
- 3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医

師でなければならない。

- 4 主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、当該医療型障害児入所施設の長、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者並びに理学療法士又は作業療法士並びに心理指導を担当する職員を置かなければならない。
- 5 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第二項第一号ハ及びニ②の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

第九章 福祉型児童発達支援センター

（設備の基準）

第三十八条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室その他規則で定める設備を設けること。
- 二 前号に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては、静養室を設けること。
- 三 第一号に規定する設備のほか、主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては、聴力検査室を設けること。
- 四 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室その他規則で定める設備を設けること。
- 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める福祉型児童発達支援センターの設備の基準を満たすこと。

（職員）

第三十九条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この項において同じ。）には、規則で定めるところにより、当該福祉型児童発達支援センターの長、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行うものにあつては、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センターにあつては調理員を置かないことができる。

- 2 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、規則で定めるところにより、当該福祉型児童発達支援センターの長、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び言語聴覚士のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行うものにあつては、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては調理員を置かないことができる。
- 4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 5 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、規則で定めるところにより、当該福祉型児童発達支援センターの長、嘱託医、看護師、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行うものにあつては、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては調理員を置かないことができる。
- 6 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第三条の二第二項第一号ハ及びニ②の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

第十章 医療型児童発達支援センター

（設備の基準）

第四十条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- 二 前号に定めるもののほか、規則で定める医療型児童発達支援センターの設備の基準を満たすこと。

（職員）

第四十一条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、医療型児童発達支援センターの長、児童指導員、保育士及び看護師並びに理学療法士又は作業療法士並びに児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

第十一章 情緒障害児短期治療施設

（設備の基準）

第四十二条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室その他規則で定める設備を設けること。

一 前号に定めるもののほか、規則で定める情緒障害児短期治療施設の設備の基準を満たすこと。

(職員)

第四十三条 情緒障害児短期治療施設には、規則で定めるところにより、情緒障害児短期治療施設の長、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する情緒障害児短期治療施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 前項の医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 第一項の心理療法担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学の学部において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同条に規定する大学の学部において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

4 第一項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(情緒障害児短期治療施設の長の資格要件)

第四十四条 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関し学識経験を有するもの

二 社会福祉士の資格を有する者

三 情緒障害児短期治療施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する社会福祉施設の長の資格を認定するための講習会の課程を修了したもの

2 前項に定めるもののほか、情緒障害児短期治療施設の長の資格要件に関し必要な事項は、規則で定める。

第十二章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第四十五条 学科指導を行う児童自立支援施設の当該学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定の例による。

2 児童自立支援施設の学科指導に関する設備以外の設備については、第二十九条(第三号を除く。)の規定を準用する。

3 前二項に定めるもののほか、児童自立支援施設の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員)

第四十六条 児童自立支援施設には、規則で定めるところにより、児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員、児童生活支援員及び嘱託医並びに精神科の診療に相当の経験を有する医師(嘱託医を除く。)又は嘱託医並びに個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる児童自立支援施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する児童自立支援施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 第一項に規定する職員のほか、心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う児童自立支援施設にあつては、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学の学部において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同条に規定する大学の学部において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

5 第一項又は第三項に規定する職員のほか、実習設備を設けて職業指導を行う児童自立支援施設にあつては、職業指導員を置かなければならない。

(児童自立支援施設の長の資格要件)

第四十七条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十二条第一項に規定する児童自立支援専門員養成所(以下「養成所」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関し学識経験を有するもの

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童自立支援専門員の職にあつた者その他の児童自立支援事業(児童自立支援施設において、入所し、又は通所している児童に対し必要な指導を行い、当該児童の自立を支援するとともに、退所した児童に対しても相談その他の援助を行う事業をいう。以下同じ。)に五年以上(養成所が行う

児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、三年以上）
従事した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの

2 前項に定めるもののほか、児童自立支援施設の長の資格要件に関し必要な事項は、規則で定める。

（児童自立支援専門員の資格要件）

第四十八条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関し学識経験を有するもの

二 社会福祉士の資格を有する者

三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

四 学校教育法第一条に規定する大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同条に規定する大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第二十条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定める期間の合計が二年以上であるもの

五 学校教育法第九十七条に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定める期間の合計が二年以上であるもの

六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定める期間の合計が二年以上であるもの

七 学校教育法第一条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定める期間の合計が五年以上であるもの

八 学校教育法の規定により、同法第一条に規定する小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

（児童生活支援員の資格要件）

第四十九条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 三年以上児童自立支援事業に従事した者

第十三章 児童家庭支援センター

（設備の基準）

第五十条 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

（職員）

第五十一条 児童家庭支援センターには、児童家庭支援センターの長及び助言、指導、援助その他の支援（以下単に「支援」という。）を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の支援を担当する職員は、法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（支援を行うに当たつて遵守すべき事項）

第五十二条 児童家庭支援センターは、支援を行うに当たつては、児童及びその保護者の意向の把握に努めるとともに、懇切丁寧を旨としなければならない。

2 前項に定めるもののほか、児童家庭支援センターの支援を行うに当たつて遵守すべき事項に関し必要な事項は、規則で定める。

第十四章 雑則

（規則への委任）

第五十三条 この条例に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十三年六月十七日前に設置された母子生活支援施設又は児童自立支援施設の建物（同日後に全面的に改築されたものを除く。）であつて、この条例の施行の際現に当該母子生活支援施設又は当該児童自立支援施設の用に供されているものに係る第二十条第一号又は第四十五条第二項において準用する第二十九条第一号の規定の適用については、第二十条第一号中「集会又は学習を行う室及び相談室」とあるのは「及び集会又は学習を行う室」と、第二十九条第一号中「居室、相談室」とあるのは「居室」とする。

3 平成二十三年九月一日前から引き続き乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設の長(以下「乳児院等の長」という。)である者であつて、この条例の施行の際現に当該乳児院等の長であるものは、第十八条第一項、第二十二條第二項又は第三十一條第一項の規定にかかわらず、当該乳児院等の長である者とみなす。

秋田県条例第七十四号

秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五条第二項の規定に基づき、婦人保護施設(元春防止法(昭和三十二年法律第九十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うように努めなければならない。

(設備及び運営についての水準の向上)

第三条 婦人保護施設は、この条例に定める婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を超えて、常に、当該婦人保護施設の設備及び運営についての水準の向上を図るように努めなければならない。

(配置、構造及び設備の一般原則)

第四条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気その他の入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第五条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立てておかなければならない。

2 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第六条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する記録を整備しておかなければならない。

(職員)

第七条 婦人保護施設には、婦人保護施設の長、入所者を指導する職員、調理員その他婦人保護施設の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する婦人保護施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(婦人保護施設の長の資格要件)

第八条 婦人保護施設の長は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- 一 三十歳以上の者であつて、社会福祉法第十九条第二項各号のいずれかに該当するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に三年以上従事したものであるもの
- 二 罰金以上の刑に処せられたことのない者
- 三 心身ともに健全な者

(設備の基準)

第九条 婦人保護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 婦人保護施設には、規則で定めるところにより、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 事務室
- 二 相談室
- 三 宿直室
- 四 居室
- 五 集会室
- 六 談話室
- 七 静養室

- 八 医務室
- 九 作業室
- 十 食堂
- 十一 調理室
- 十二 前各号に掲げるもののほか、規則で定める設備

4 前三項に定めるもののほか、婦人保護施設の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。
(自立の支援)

第十条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の入所者の就労及び生活に関する指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行われなければならない。
(秘密保持等)

第十一条 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(規則への委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、婦人保護施設の設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第七十五号

医療法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(既存病床数及び申請病床数の算定に係る補正)

第二条 法第七条の二第四項の規定による補正は、規則で定める基準に従い行うものとする。

(既存病床数の算定に係る介護老人保健施設の入所定員数の取扱い)

第三条 法第七条の二第五項の規定により介護老人保健施設の入所定員数を既存の療養病床の病床数とみなす場合には、規則で定める基準によるものとする。

(専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所)

第四条 法第十八条の規定により開設者が専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、規則で定める。

(病院が有しなければならない人員)

第五条 法第二十一条第一項の規定により病院が有しなければならない人員は、次に掲げる従業者とする。

- 一 薬剤師
- 二 看護師及び准看護師
- 三 看護補助者
- 四 病床数が百以上の病院にあつては、栄養士
- 五 療養病床を有する病院にあつては、理学療法士及び作業療法士
- 六 診療放射線技師、事務員その他の従業者

2 法第二十一条第一項第一号の条例で定める員数は、前項各号に掲げる従業者の区分ごとに規則で定める。

(病院が有しなければならない施設)

第六条 法第二十一条第二項の規定により病院が有しなければならない施設は、規則で定める構造設備の基準を満たすものとする。

2 法第二十一条第二項第十二号の条例で定める施設は、消毒施設及び洗濯施設(法第十五条の二の規定により医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第四条の七第二号又は第七号の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。)(療養病床を有する病院にあつては、これらの施設並びに談話室、食堂及び浴室)とする。

(療養病床を有する診療所が有しなければならない人員)

第七条 法第二十一条第二項の規定により療養病床を有する診療所が有しなければならない人員は、次に掲げる従業者とする。

- 一 看護師及び准看護師
- 二 看護補助者
- 三 事務員その他の従業者

2 法第二十一条第二項第一号の条例で定める員数は、前項各号に掲げる従業者の区分ごとに規則で定める。

(療養病床を有する診療所が有しなければならない施設)

第八条 法第二十一条第二項の規定により療養病床を有する診療所が有しなければならない施設は、規則で定める構造設備の基準を満たすものとする。

2 法第二十一条第二項第三号の条例で定める施設は、談話室、食堂及び浴室とする。

(手数料)

第九条 県は、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者から、申請一件につき、当該各号に定める額の手数を徴収する。

- 一 法第七条第一項の規定による病院の開設の許可 四万円
- 二 法第七条第一項の規定による診療所の開設の許可 一万八千円
- 三 法第七条第一項の規定による助産所の開設の許可 一万円
- 四 法第二十七条の規定による病院の構造設備の検査 四万三千元
- 五 法第二十七条の規定による診療所の構造設備の検査 一万二千元
- 六 法第二十七条の規定による助産所の構造設備の検査 一万六千元

2 手数料は、申請があつたときに徴収する。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

4 既に徴収した手数料は、還付しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(秋田県病院開設許可等手数料徴収条例の廃止)

2 秋田県病院開設許可等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十四号)は、廃止する。

秋田県条例第七十六号

秋田県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例

1 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三十四条第一項において準用する同法第十九条第三項の条例で定める資格(一日最大給水量が千立方メートルを超える専用水道に係るものに限る。)は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(同法第八十条第二項に規定する短期大学を除く。以下単に「大学」という。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 学校教育法第八十条第二項に規定する短期大学又は同法第一条に規定する高等専門学校(以下「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 学校教育法第一条に規定する高等学校又は中等教育学校(以下「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 大学、短期大学等及び高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、大学を卒業した者については四年以上、短期大学等を卒業した者については六年以上、高等学校等を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

七 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者で規則で定めるもの

2 水道法第三十四条第一項において準用する同法第十九条第三項の条例で定める資格(一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道に係るものに限る。)は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 短期大学等において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 高等学校等において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 大学、短期大学等及び高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、大学を卒業した者については二年以上、短期大学等を卒業した者については三年以上、高等学校等を卒業した者については四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

七 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者で規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第七十七号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成十二年秋田県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とする。

第六条第二項第一号中「食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」といふ。)」を削り、同項第十五号中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同項第三十一号中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条を第六条とする。

第四条第四項中「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)

第二条 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」といふ。)第八条第一項の規定による食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室その他の検査又は試験のために必要な室を設けること。
- 二 純水装置、定温乾燥器、デンプンフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

2 令第八条第一項の規定による食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

別表第一中「第二条」を「第三条」に改める。

別表第二中「第三条」を「第四条」に改め、同表第一号イ(7)中「すき間」を「隙間」に改め、同号ハ(3)中「ふた」を「蓋」に改め、同表第二号の表十五の項中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同項イ及びロ中「せり売場」を「競り売場」に改め、同表第三十一の項中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同項ロ中「乾めん」を「乾麺」に改め、同項ハ中「生めん又はゆでめん」を「生麺又はゆで麺」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第七十八号

秋田県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十五条第十四項ただし書(同法第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。)及び第三十四条第七項(同法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。)の標識の寸法並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第三十七条第二項ただし書の標識の寸法は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第七十九号

秋田県職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」といふ。)第十五条の六第一項ただし書及び第三項、第十九条第一項、第二十三条第一項第三号並びに第二十八条第一項の規定に基づき、県が設置する職業能力開発校(法第十五条の六第一項第一号に規定する職業能力開発校をいう。以下同じ。)の行う普通職業訓練(同法に規定する普通職業訓練をいう。以下同じ。)の基準等を定めるものとする。

(職業能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練)

第二条 法第十五条の六第一項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。

- 一 主として知識を習得するために行われる職業訓練
- 一 短期課程(職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」といふ。)第九条に規定する短期課程をいう。以下同じ。)の普通職業訓練に準ずる職業訓練
- 二 その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練

(他の施設により行われる教育訓練を職業能力開発校の行う職業訓練とみなして行うことができる職業訓練)

第三条 法第十五条の六第三項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(普通職業訓練の基準)

第四条 普通課程(省令第九条に規定する普通課程をいう。)の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の

区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 訓練の対象者 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する中学校を卒業した者若しくは同法第六十六条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者又は同法第一条に規定する高等学校を卒業した者若しくは同条に規定する中等教育学校を卒業した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。
- 二 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- 三 訓練の実施方法 通所の方法によるほか、通信の方法によつても行うことができること。この場合において、通信の方法によるときは、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。
- 四 訓練期間 二年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、一年以上四年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。
- 五 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間(以下「総訓練時間」という。)が二千八百時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、一年につきおおむね七百時間とすることができる。
- 六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- 七 訓練生の数 訓練を行う一単位につき五十人以下であること。
- 八 職業訓練指導員 訓練生の教、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。
- 九 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第二十一条第一項の規定による技能検査をもつて代えることができる。

2 短期課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 訓練の対象者 職業に必要な技能(高度の技能を除く。以下同じ。)及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
- 二 教科 その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- 三 訓練の実施方法 通所の方法によるほか、通信の方法によつても行うことができること。この場合において、通信の方法によるときは、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。
- 四 訓練期間 六月(訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、一年)以下の適切な期間であること。
- 五 訓練時間 総訓練時間が十二時間以上であること。
- 六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(無料とする職業訓練)

第五条 法第二十三条第一項第三号の条例で定める職業訓練は、職業能力開発校において求職者に対して行う短期課程の普通職業訓練とする。

(普通職業訓練における職業訓練指導員の資格)

第六条 法第二十八条第一項の条例で定める者は、同項の都道府県知事の免許を受けた者又は省令第四十八条の三各号のいずれかに該当する者(当該都道府県知事の免許を受けた者及び法第三十条第一項の職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、省令第三十九条第一号に規定する厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(秋田県立職業能力開発校条例の一部改正)

2 秋田県立職業能力開発校条例(昭和三十二年秋田県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「及び」の下に「秋田県職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める条例(平成二十四年秋田県条例第七十九号)の規定による」を加える。

秋田県条例第八十号

秋田県都市公園の設置に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市公園法(昭和三十二年法律第七十九号。以下「法」という。)第三条第一項及び第四条第一項の規定並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十三条第一項の規定に基づき、県が都市公園を設置する場合の基準等を定めるものとする。

(都市公園の設置に関する基準)

第二条 法第三条第一項の条例で定める基準は、次条及び第四条に定めるところによる。

(県民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第三条 県の区域内の都市公園の県民一人当たりの敷地面積の標準は十平方メートル以上とし、当該区域内の市街地の都市公園の当該市街地の県民一人

当たりの敷地面積の標準は五平方メートル以上とする。

(広域の利用に係る都市公園の配置及び規模の基準)

第四条 一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合においては、県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難その他災害の防止に資するように考慮するほか、県民が容易に利用することができるように配置し、その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第五条 法第四条第一項本文の条例で定める割合は、百分の一とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第六条 都市公園法施行令(昭和三十二年政令第二百九十号。以下「令」という。)第六条第一項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 令第六条第二項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第六条第二項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第六条第二項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の二を限度として同項本文又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(特定公園施設の設置に関する基準)

第七条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、次に掲げる特定公園施設ごとに規則で定める。

- 一 園路及び広場
- 二 屋根付広場
- 三 休憩所及び管理事務所
- 四 野外劇場及び野外音楽堂
- 五 駐車場
- 六 便所
- 七 水飲場及び手洗場
- 八 掲示板及び標識

2 災害等により一時的に使用するために特定公園施設を設置するときは、前項の基準によらないことができる。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第八十一号

下水道法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、下水道法(昭和三十二年法律第七十九号。以下「法」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準)

第二条 法第七条第二項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第六条まで(公共下水道にあつては、第五条を除く。)に定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第三条 排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第五条において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。
- 三 屋外にあるもの(下水道法施行規則(昭和三十二年建設省令第三十七号)第四条の三に規定するものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- 四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- 五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可携^{よう}継手の設置その他の知事が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第四条 前条に定めるもののほか、排水施設の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水管の内径及び排水渠の断面積は、知事が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- 二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- 三 暗渠^{くらい}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- 四 暗渠^{くらい}である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- 五 またす又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第五条 第三条に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第二号において同じ。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- 二 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。第七条第五号において同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように知事が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第六条 第三条及び第四条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- 一 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- 二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

2 前項の規定は、流域下水道について準用する。この場合において、同項中「第三条及び第四条」とあるのは、「前三条」と読み替えるものとする。

(終末処理場の維持管理)

第七条 法第二十五条の十第一項において準用する法第二十一条第二項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- 二 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- 三 前二号に定めるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 四 臭気^{くさき}の発散及び蚊、はえ等の発生^{はえ}の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- 五 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように知事が定める措置を講ずること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(秋田県十和田湖公共下水道条例の一部改正)

2 秋田県十和田湖公共下水道条例(平成三年秋田県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

- 第一条第三項中「法令」の下に「(条例を含む。以下同じ。)」を加える。
- 第五条中「(条例を含む。)」を削る。

秋 田 県 条 例 第 八 十 二 号

秋 田 県 県 道 の 構 造 の 技 術 的 基 準 等 を 定 め る 条 例

目 次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 道路の構造の技術的基準(第二条―第四十四条)
- 第三章 道路標識の寸法(第四十五条)
- 第四章 自動車専用道路を立体交差とすることを要しない場合(第四十六条)
- 第五章 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準(第四十七条)

附 則

第一章 総 則

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十条第三項、第四十五条第三項及び第四十八条の三の規定並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十条第一項の規定に基づき、県道(一般国道の路線と重複する部分を除き、市町村道の路線と重複する部分を含む。以下「道路」という。)の構造の技術的基準等を定めるものとする。

第二章 道路の構造の技術的基準

(定義等)

第二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- 二 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分を用いる。
- 三 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分を用いる。
- 四 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分(自転車道を除く。)をいう。
- 五 車線 一縦列の自動車に安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分(副道を除く。)をいう。
- 六 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)に付加して設けられる車線をいう。
- 七 登坂車線 上り勾配の道路において速度の著しく低下する車両を他の車両から分離して通行させることを目的とする車線をいう。
- 八 屈折車線 自動車を右折させ、又は左折させることを目的とする車線をいう。
- 九 変速車線 自動車を加速させ、又は減速させることを目的とする車線をいう。
- 十 中央帯 車線を往復の方向別に分離し、及び側方余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分を用いる。
- 十一 副道 盛土、切土等の構造上の理由により車両の沿道への出入りが妨げられる区間がある場合に当該出入りを確保するため、当該区間に逆行して設けられる帯状の車道の部分を用いる。
- 十二 路肩 道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分を用いる。
- 十三 側帯 車両の運転者の視線を誘導し、及び側方余裕を確保する機能を分担させるために、車道に接続して設けられる帯状の中央帯又は路肩の部分を用いる。
- 十四 停車帯 主として車両の停車の用に供するために設けられる帯状の車道の部分を用いる。
- 十五 交通島 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は横断する歩行者若しくは乗合自動車に乗降する者の安全を図るために、交差点、車道の分岐点、乗合自動車の停留所等に設けられる島状の施設を用いる。
- 十六 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分を用いる。
- 十七 路上施設 道路の附属物(共同溝及び電線共同溝を除く。)で歩道、自転車道、自転車歩行者道、中央帯、路肩、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に設けられるものをいう。
- 十八 地方部 都市部(市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い地域をいう。)以外の地域をいう。
- 十九 計画交通量 道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号。以下「令」という。)第二条第二十一号の規定により県が定める自動車の日交通量を用いる。
- 二十 設計速度 道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。
- 二十一 視距 車線(車線を有しない道路にあつては、車道。以下この号において同じ。)の中心線上二・二メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ七センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測つた長さをいう。

2 道路の区分は、令第三条に定めるところによる。

(道路の構造の一般的技術的基準)

第三条 道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準は、令に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(車線等)

第四条 車道(副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量を用いる。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、一とする。

区分		地形	設計基準交通量(車位 一日につき台)
第一種	第二級	平地部	一四、〇〇〇
	第三級	平地部	一四、〇〇〇
		山地部	一〇、〇〇〇
	第四級	平地部	一三、〇〇〇

第三種	第二級	山地部	九、〇〇〇
		平地部	九、〇〇〇
	第三級	平地部	八、〇〇〇
		山地部	六、〇〇〇
	第四級	平地部	八、〇〇〇
		山地部	六、〇〇〇
第四種	第一級		一一、〇〇〇
	第二級		一〇、〇〇〇
	第三級		九、〇〇〇

備考 交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に〇・八を乗じて得た値を設計基準交通量とする。

3 前項に規定する道路以外の道路（第二種の道路で対向車線を設けないもの並びに第三種第五級及び第四種第四級の道路を除く。）の車線の数は四以上（交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数）、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる一車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によつて定めるものとする。

区分		地形	一車線当たりの設計基準交通量(単位 一日につき台)
第一種	第二級	平地部	一一、〇〇〇
		山地部	九、〇〇〇
	第三級	平地部	一一、〇〇〇
		山地部	八、〇〇〇
	第四級	平地部	一一、〇〇〇
		山地部	八、〇〇〇
第二種	第一級		一八、〇〇〇
	第二級		一七、〇〇〇
第三種	第二級	平地部	九、〇〇〇
		山地部	七、〇〇〇
	第三級	平地部	八、〇〇〇
		山地部	六、〇〇〇
	第四級	山地部	五、〇〇〇
	第四種	第一級	
第二級			一〇、〇〇〇
第三級			一〇、〇〇〇

備考 交差点の多い第四種の道路については、この表の一車線当たりの設計基準交通量に〇・六を乗じて得た値を一車線当たりの設計基準交通量とする。

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変連車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄

に掲げる値に〇・二五メートルを加えた値、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じた値とすることができる。

区分		車線の幅員(単位 メートル)		
第一種	第二級		三・五	
		普通道路	三・五	
	第三級	普通道路	三・二五	
		小型道路	三	
	第四級	普通道路	三・二五	
		小型道路	三	
第二種	第一級	普通道路	三・五	
		小型道路	三・二五	
	第二級	普通道路	三・二五	
		小型道路	三	
	第三種	第二級	普通道路	三・二五
			小型道路	二・七五
第三級		普通道路	三	
		小型道路	二・七五	
第四級			二・七五	
			二・七五	
第四種	第一級	普通道路	三・二五	
		小型道路	二・七五	
	第二級及び第三級	普通道路	三	
		小型道路	二・七五	

5 第二種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十四条の規定により車道に狹窄部きやくまぶを設ける場合においては、三メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第五條 第一種又は第二種の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が四以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が三以下である第一種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員(単位 メートル)	
第一種	第二級	四・五	二
	第三級	三	一・五
	第四級		

第二種	第二級	11・125	1・5
	第三級	1・75	1・125
第三種	第二級	1・75	1
	第三級		
	第四級		
第四種	第一級	1	
	第二級		
	第三級		

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とするものとする。ただし、第四項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯に設ける側帯の幅員(単位 メートル)	
第一種	第二級	0・75	0・125
	第三級	0・5	
	第四級		
第二種		0・5	0・125
第三種	第二級	0・125	
	第三級		
	第四級		
第四種	第一級	0・125	
	第二級		
	第三級		

7 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、全第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

(副道)

第六条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、四メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第七条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)	
第一種	第二級	普通道路	1・75
		小型道路	1・125

第二種	第三級及び第四級	普通道路	一・七五	一・二五
		小型道路	一	
第二種		普通道路	一・二五	
		小型道路	一	
第三種	第二級から第四級まで	普通道路	〇・七五	〇・五
		小型道路	〇・五	
第四種	第五級		〇・五	
			〇・五	

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第二種の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)	
第一級及び第三級	普通道路	二・五	一・七五
	小型道路	一・二五	
第四級	普通道路	二・五	一
	小型道路	一・二五	

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区分		車道の右側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)	
第一種	第二級	普通道路	一・二五
		小型道路	〇・七五
	第三級及び第四級	普通道路	〇・七五
		小型道路	〇・五
第二種	普通道路	〇・七五	
	小型道路	〇・五	
第三種		〇・五	
第四種		〇・五	

5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩(第三項本文に規定する路肩を除く。)又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩(同項本文に規定する路肩を除く。)の幅員は、第一種第二級の道路にあつては二メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあつては〇・七五メートルまで、第三種(第五級を除く。)の普通道路にあつては〇・五メートルまで縮小することができる。

6 副道に接続する路肩については、第二項の表第三種の項中「〇・七五」とあるのは、「〇・五」とし、第二項ただし書の規定は、適用しない。

7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

8 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値と、小型道路にあつては〇・二五メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区分		路肩に設ける側帯の幅員(単位 メートル)	
第一種	第二級	〇・七五	〇・五
	第三級	〇・五	〇・二五
	第四級		
第二種	第一級	〇・五	
	第二級		

10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第二項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第四項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。
(停車帯)

第八条 第四種(第四級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、二・五メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

(自転車道)

第九条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第十条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第十一条 第四種(第四級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第三種又は第四種第四級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第十二条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(中央帯等の幅員)

第十三条 中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

(植樹帯)

第十四条 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第十五条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	
第一種	第二級	100	80
	第三級	80	60
	第四級	60	50
第二種	第一級	80	60
	第二級	60	50又は40
第三種	第二級	60	50又は40
	第三級	60、50又は40	30
	第四級	50、40又は30	10
	第五級	40、30又は20	
第四種	第一級	60	50又は40
	第二級	60、50又は40	30
	第三級	50、40又は30	10
	第四級	40、30又は20	

2 副道の設計速度は、一時間につき、四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第十六条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)又は第三十四条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第十七条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下単に「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)	
100	460	380
80	280	130
60	150	110
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(曲線部の片勾配)

第十八条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、六パーセント以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

(曲線部の車線等の拡幅)

第十九条 車道の曲線部においては、令第四条第二項に規定する設計車道及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあつては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第二種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第二十条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ)以上とするものとする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ(単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	10

(視距等)

第二十一条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	視距(単位 メートル)
100	160
80	110
60	75
50	55

四〇	四〇
三〇	三〇
一〇	一〇

2 車線の数が二である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車が増越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第二十二条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	縦断勾配(単位 パーセント)	
第一種、第二種及び第三種	普通道路	一〇〇	三	六
		八〇	四	七
		六〇	五	八
		五〇	六	八
		四〇	七	八
		三〇又は二〇	八	
	小型道路	一〇〇	四	六
		八〇	七	
		六〇、五〇、四〇、三〇又は二〇	八	
第四種	普通道路	六〇	五	七
		五〇	六	八
		四〇	七	八
		三〇又は二〇	八	
	小型道路	六〇、五〇、四〇、三〇又は二〇	八	

(登坂車線)

第二十三条 普通道路の縦断勾配が五パーセント(設計速度が一時間につき百キロメートル以上である普通道路にあつては、三パーセント)を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、三メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第二十四条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき六十キロメートルである第四種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を千メートルまで縮小することができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径(単位 メートル)
一〇〇	凸形曲線	六、五〇〇
	凹形曲線	三、〇〇〇
八〇	凸形曲線	三、〇〇〇

	凹形曲線	11' 000
六〇	凸形曲線	1' 400
	凹形曲線	1' 000
五〇	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
四〇	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
三〇	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
二〇	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ(単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	10

(舗装)

第二十五条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道、自転車歩行者道及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第四種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第二十六条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を付するものを除き、路面の種類に応じ、次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)
前条第三項に規定する基準に適合する舗装道	1・五以上二以下
その他	三以上五以下

2 歩道、自転車道又は自転車歩行者道には、二パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第三項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小

することができる。

(合成勾配)

第二十七条 合成勾配(縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。)は、八パーセント以下とするものとする。

(排水施設)

第二十八条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第二十九条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交差させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、第四種第一級の普通道路にあつては三メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあつては二・七五メートルまで、第四種の小型道路にあつては二・五メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては二メートル、小型道路にあつては二・五メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第三十条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路(以下「連結路」という。)を設けるものとする。

4 連結路については、第四条から第七条まで、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第二十四条及び第二十七条の規定並びに令第十二条の規定は、適用しない。

(鉄道との平面交差)

第三十一条 道路が鉄道と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は、次に定める構造とするものとする。

一 交差角は、四十五度以上とすること。

二 踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

三 見通し区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上五メートルの地点における一・二メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道の車両の最高速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道の車両の最高速度 (単位 一時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ(単位 メートル)
五〇未満	一一〇
五〇以上七〇未満	一六〇
七〇以上八〇未満	二〇〇
八〇以上九〇未満	二三〇
九〇以上一〇〇未満	二六〇
一〇〇以上一一〇未満	三〇〇
一一〇以上	三五〇

(待避所)

第三十二条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

一 待避所相互間の距離は、三百メートル以内とすること。

二 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、五メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第三十三条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狹窄部等)

第三十四条 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狹窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所に設ける交通島)

第三十五条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第三十六条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所又は非常駐車帯を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第三十七条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第三十八条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第三十九条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に定めるもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(附帯工事等の特例)

第四十条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第四条から前条まで(第七条、第十五条、第十六条、第二十六条、第二十八条、第三十二条及び第三十七条を除く。)の規定並びに令第四条、第十二条並びに第三十五条第二項、第三項及び第四項(道路法第三十条第二項第十二号に掲げる事項に係る部分に限る。第四十三條第五項及び第四十四条第四項において同じ。)の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第四十一条 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該道路を当該市町村道とすることにより令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、第四条、第五条第一項、第四項及び第六項、第七条第二項から第六項まで、第九項及び第十一項、第八条第一項、第十条第三項、第十一条第一項、第二項及び第四項、第十四条第一項、第十五条第二項、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十二條、第二十四条第二項、第二十五条第三項、第二十九條第三項、第三十二條並びに第三十四條の規定並びに令第三条第四項及び第五項、第四条並びに第十二條の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第四十二条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第八条、第九条第三項、第十条第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十四条第二項及び第三項、第十七條から第二十四條まで、第二十五条第三項並びに第二十七條の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第七条第二項、第八条、第九条第三項、第十条第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十四條第二項及び第三項、第二十一條第一項、第二十三條第二項、第二十五條第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十四條第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第四十三条 自転車専用道路の幅員は三メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は四メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路

にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二・五メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員〇・五メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第三十九条第四項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第四条から第四十一条まで（自転車歩行者専用道路にあつては、第十二条を除く。）及び前条第一項の規定並びに令第三条、第四条、第十二条及び第三十五条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

（歩行者専用道路）

- 第四十四条** 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、二メートル以上とするものとする。
- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第四十条第三項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第四条から第十一条まで、第十三条から第四十一条まで及び第四十二条第一項の規定並びに令第三条、第四条、第十二条及び第三十五条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

第三章 道路標識の寸法

第四十五条 道路法第四十五条第三項に規定する道路に設ける道路標識の寸法は、規則で定める。

第四章 自動車専用道路を立体交差することを要しない場合

第四十六条 道路法第四十八条の三ただし書の条例で定める場合は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十五条第一号及び第三号に掲げる場合とする。

第五章 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準

第四十七条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条第一項に規定する移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、次に掲げる事項について規則で定める。

- 一 歩道
- 二 立体橋断施設
- 三 乗合自動車の停留所
- 四 前三号に掲げるもののほか、移動等円滑化のために必要な事項

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋 田 県 条 例 第 八 十 三 号

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例

秋田県営住宅条例（平成十四年秋田県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成二十三年政令第四百二十四号。以下「整備政令」という。）第一条の規定による改正前の令（以下「平成二十三年改正前の令」という。）第六条第一項に規定する」を「規則で定める」に改め、同条第二号（中「平成二十三年改正前の令第六条第四項に規定する場合 平成二十三年改正前の令第六条第五項第一号に掲げる額」を「規則で定める場合 二十五万九千円」に改め、同号（中「平成二十三年改正前の令第六条第五項第二号に掲げる額」を「二十五万九千円（当該災害の発生した日から三年を経過した後は、十五万八千円）」に改め、同号（中「平成二十三年改正前の令第六条第五項第三号に掲げる額」を「十五万八千円」に改める。

第九条第三項中「平成二十三年改正前の令第六条第五項第一号」を「二十五万九千円」に、「整備政令第五条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第百二十八号）第十二条において読み替えられた平成二十三年改正前の令第六条第五項第一号」を「十五万八千円」に、「平成二十三年改正前の令」を「十五万八千円」に、「整備政令第五条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令第十二条において読み替えられた平成二十三年改正前の令」を「十一万四千円」に改める。

第二十二條及び第二十三條第二項中「平成八年改正前」を「改正前」に改める。

第三十六條第三項中「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第三十二條の規定による改正前の法第二十三條第二号イ」を「第七條第二号（）」に、「十三万九千円、同号ハ」を「十五万八千円、同号（）」に改める。

第三十八條中「平成二十三年改正前」を削る。

第三十九條第一項中「さかのぼる」を「遡る」に改め、同条第二項中「整備政令第五条の規定による改正前の」を削り、「住宅地区改良法施行令」の下に「（昭和三十五年政令第百二十八号）」を加え、「平成八年改正前」を「改正前」に改め、同条第三項中「整備政令第五条の規定による改正前の」を削り、「平成八年改正前」を「改正前」に、「十三万九千円」を「第七條第二号（）」に掲げる場合にあつては十五万八千円、同号（）」に掲げる場合にあつ

ては十一万四千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋 田 県 条 例 第 八 十 四 号

秋 田 県 普 通 県 営 住 宅 及 び 共 同 施 設 の 整 備 基 準 を 定 め る 条 例

目 次

- 第 一 章 総 則 (第 二 条 ー 第 四 条)
- 第 二 章 普 通 県 営 住 宅 等 の 敷 地 の 整 備 基 準 (第 五 条 ・ 第 六 条)
- 第 三 章 普 通 県 営 住 宅 の 整 備 基 準 (第 七 条 ー 第 十 三 条)
- 第 四 章 共 同 施 設 の 整 備 基 準 (第 十 四 条 ー 第 十 七 条)

附 則

第 一 章 総 則

(趣 旨)

第 一 条 この条例は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第五条第一項及び第二項の規定に基づき、普通県営住宅(県が整備する同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)及び共同施設(以下「普通県営住宅等」という。)の整備基準を定めるものとする。

(健全な地域社会の形成)

第 二 条 普通県営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

(良好な居住環境の確保)

第 三 条 普通県営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

(費用の縮減への配慮)

第 四 条 普通県営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることによりこれらの施設の建設及び維持管理に要する費用を縮減するように配慮するものとする。

第 二 章 普 通 県 営 住 宅 等 の 敷 地 の 整 備 基 準

(位置の選定)

第 五 条 普通県営住宅等の敷地(以下単に「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害その他の原因により居住環境が著しく損なわれるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。

(敷地の安全等)

第 六 条 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置その他の安全上必要な措置を講ずるものとする。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。

第 三 章 普 通 県 営 住 宅 の 整 備 基 準

(住棟等)

第 七 条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光及び開放性が確保されるように考慮し、及び入居者の私生活に配慮して配置するものとする。

2 前項に定めるもののほか、住棟その他の建築物の配置に当たっては、災害及び騒音その他の良好な居住環境を損なう障害の防止を考慮するものとする。

(住宅)

第 八 条 住宅には、防火及び避難並びに犯罪の防止のための適切な措置を講ずるものとする。

2 住宅には、外壁、窓その他の部分を通しての熱の損失の防止その他のエネルギーの使用の合理化を適切に図るためのものとして知事が定める措置を講ずるものとする。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能(日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために必要とされる性能をいう。)の確保を適切に図るためのものとして知事が定める措置を講ずるものとする。

4 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るためのものとして知事が定める措置を講ずるものとする。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるものとして知事が定める措置を講ずるものとする。

(住戸)

第 九 条 住戸一戸当たりの床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、二十五平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン放送の受信に係る設備及び電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、これらの設備を住戸に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、住戸にこれらの設備を設けることを要しない。

3 住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るためのものとして知事が定める措置を講ずるものとする。

(住戸内の各部)

第十条 住戸内の各部には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるためのものとして知事が定める措置を講ずるものとする。

(共用部分)

第十一条 普通県営住宅の入居者等の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るためのものとして知事が定める措置を講ずるものとする。

(附帯施設)

第十二条 自転車置場、物置、ごみ置場その他入居者の日常生活に必要な附帯施設は、入居者の衛生、利便等良好な居住環境の確保に支障を及ぼさないものとなるように考慮して設けるものとする。

(借上げに係る普通県営住宅の適用除外)

第十三条 第八条第二項から第五項まで、第九条第三項、第十条及び第十一条の規定は、災害により滅失した住宅に居住していた住民に転賃するため借り上げる普通県営住宅については、適用しない。

第四章 共同施設の整備基準

(児童遊園)

第十四条 児童遊園は、その位置及び規模が、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童その他の利用者の安全を確保した適切なものとなるように整備するものとする。

(集会所)

第十五条 集会所は、その位置及び規模が、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとなるように整備するものとする。

(広場及び緑地)

第十六条 広場及び緑地は、それらの位置及び規模が良好な居住環境の維持増進に資するものとなるように整備するものとする。

(通路)

第十七条 通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置するものとする。

2 通路における階段には、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けるものとする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第八十五号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

6 職員(任期を定めて採用された職員を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、平成二十四年十一月一日から平成二十六年十月三十一日までの間に限り、第五条から第七条まで並びに附則第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び第十三条の二第二項に規定する給料の調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

一 第二十二条第五項の規定の適用を受ける職員 百分の三

二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の一・五

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第三十六号)附則第七項から第九項までの規定の適用を受ける職員に係るこの条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第六項の規定の適用については、同項中「第三項」とあるのは、「第三項並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第三十六号)附則第七項から第九項まで」とする。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

3 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年秋田県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。
附則第二項を次のように改める。

2 第三条第一項の教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職の職員の給与に関する条例附則第六項及び市町村立学校職員給与条例附則第六項の規定の適用がないものとした場合の額とする。

秋田県条例第八十六号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和五十八年秋田県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十九年七月一日」を「平成二十四年十一月一日」に、「百分の十五」を「百分の二十」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年十一月一日から施行する。

秋田県条例第八十七号

秋田県交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。)第三十六条第二項の規定に基づき、同項に規定する交通安全特定事業により設置される信号機、道路標識及び道路標示に関する基準を定めるものとする。

(信号機に関する基準)

第二条 信号機に関する法第三十六条第二項の条例で定める基準は、次に掲げる信号機であること又はその設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

一 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第二条第四項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの

- (一) 人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下「歩行者用青信号」という。)に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、当該歩行者用青信号の表示を継続していること又は当該表示を開始したことを伝達するための音響を発することができるもの
- (二) 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該歩行者用青信号に従つて道路の横断を始めた法第二条第一号に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの
- (三) 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両(交差点において既に左折又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

(道路標識に関する基準)

第三条 道路標識に関する法第三十六条第二項の条例で定める基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

(道路標示に関する基準)

第四条 道路標示に関する法第三十六条第二項の条例で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる道路標示であることとする。

- 一 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
- 二 横断歩道であることを表示する道路標示であつて、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第八十八号

秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第一条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成二十三年法律第九十五号)の趣旨を踏まえ、歯と口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、教育関係者、保健等関係者、事業者及び医療保険者の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もつて県民の健康で豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 歯と口腔の健康づくり 歯及び口腔の健康を保持増進し、又はそれらの機能を維持向上させることをいう。

- 一 教育関係者 教育に関する職務に従事する者をいう。
- 二 保健等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生等に関する職務に従事する者をいう。
- 四 医療保険者 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第七項に規定する医療保険者をいう。

(基本理念)

第三条 歯と口腔の健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民が、歯と口腔の健康づくりの重要性を深く理解するとともに、生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- 二 県民が乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期において適切かつ効果的な歯及び口腔に関する保健医療サービスを受けることができる環境が整備されること。

(県の責務)

第四条 県は、教育、保健、医療、社会福祉、労働衛生等の関連施策との連携を図り、及びこれらの施策との整合性に配慮しながら、本県の実情に応じた歯と口腔の健康づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるとともに、県、市町村、関係団体等が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策等を積極的に活用し、並びに歯科医師又は歯科衛生士による歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。以下「歯科検診」という。)及び歯科保健指導を定期的に受けることにより、歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(教育関係者及び保健等関係者の役割)

第六条 教育関係者及び保健等関係者は、相互に連携協力を図りながら、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、その雇用する従業員が容易に歯科検診を受けることができる職場環境の整備を行うとともに、県が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(医療保険者の役割)

第八条 医療保険者は、被保険者が容易に歯科検診を受けることができる環境の整備を行うとともに、県が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村に対する協力及び支援)

第九条 県は、市町村が歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、必要な協力及び支援を行うものとする。

(基本的施策の実施)

第十条 県は、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- 一 歯と口腔の健康づくりに資する情報の収集及び提供に関すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯科疾患の予防に関すること。
- 三 幼児、児童及び生徒によるフッ化物洗口の推進に関すること。
- 四 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における効果的なフッ化物の活用に関すること。
- 五 歯周病対策の推進に関すること。
- 六 口腔ケアの普及に関すること。
- 七 成人期及び高齢期における口腔機能の獲得及び維持向上のための施策の推進に関すること。
- 八 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯科検診の受診の促進に関すること。
- 九 妊産婦による歯科検診の受診の促進に関すること。
- 十 口腔に生じる疾患等の早期発見及び早期治療に関すること。
- 十一 障害者、要介護者その他歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科検診又は歯科医療の実施の推進に関すること。
- 十二 市町村、教育関係者、保健等関係者、事業者及び医療保険者の連携体制の構築に関すること。
- 十三 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策

(基本計画)

第十一条 知事は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 歯と口腔の健康づくりに関する目標及び施策の方向
- 二 前号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための重要事項

3 知事は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 知事は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施の状況を議会に報告するものとする。

(実態調査)

第十二条 知事は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するための基礎資料として、おおむね五年ごとに、県民の歯科疾患の

実態を明らかにするための調査を行うものとする。

(口腔保健支援センターの設置)

第十三条 県は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を効果的に実施するため、歯科口腔保健の推進に関する法律第十五条第一項に規定する口腔保健支援センターを設けるものとする。

(財政措置)

第十四条 県は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。